

文化審議会第 10 期無形文化遺産部会 委員名簿

(令和 8 年 6 月 1 日現在)

(正委員)

高倉 浩樹	東北大学東北アジア研究センター教授
野嶋 洋子	アジア太平洋無形文化遺産研究センター 副所長（兼）研究担当室長

(臨時委員)

井上 治	嵯峨美術大学教授
今井 陽子	国立工芸館主任研究員
大林賢太郎	京都芸術大学教授
大谷津早苗	昭和女子大学特任教授
笠嶋 忠幸	出光美術館学芸部部長・上席学芸員
久保田裕道	東京文化財研究所 無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長
小谷 竜介	文化財防災センター文化財防災統括リーダー
小林 稔	國學院大學教授 観光まちづくり学部教授
竹内由紀子	日本栄養大学栄養学部准教授
田代亜紀子	北海道大学大学院 メディア・コミュニケーション研究院 国際広報メディア・観光学院 准教授

無形文化遺産部会の設置について

令和 8 年 4 月 1 6 日
文 化 審 議 会

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 1 2 年 6 月 7 日政令第 2 8 1 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 2 3 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）無形文化遺産保護条約第 1 6 条等に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動に記載・選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補に関する事項
- （3）その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員により構成する。

文化審議会無形文化遺産部会運営規則（案）

（令和八年七月 日文化審議会無形文化遺産部会決定）

文化審議会運営規則（平成二十三年六月一日文化審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、文化審議会無形文化遺産部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会無形文化遺産部会（以下「部会」という。）の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第二条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。
（守秘義務及び利益相反）

第三条 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、それぞれ調査審議の過程において取得した一切の情報を、口頭及びその他の手段を用いて漏らしてはならない。ただし、当該案件の議決後に公表された情報についてはこの限りではない。

2 委員、臨時委員及び専門委員は、無形文化遺産保護条約第十六条等に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、

無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補を選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補を選定する際、当該候補について自己が利害関係を有する案件については、議決権を行使することができない。

（雑則）

第四条 文化審議会運営規則第二条第二項の規定は、部会にこれを準用する。

第五条 部会は、その調査審議事項に関し、必要があると認めるときは、当該事項に関係がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和八年七月 日）から施行する。

文化審議会無形文化遺産部会の会議の公開について（案）

（令和8年7月 日文化審議会無形文化遺産部会決定）

文化審議会無形文化遺産部会（以下「部会」という。）の会議の公開については、文化審議会無形文化遺産部会運営規則（令和8年7月 日文化審議会無形文化遺産部会決定）第二条第一項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 部会の会議は、公開とする。ただし、次の（１）から（３）までの案件を審議する場合を除く。
 - （１） 部会長の選任その他人事に係る案件
 - （２） 無形文化遺産部会の設置について（令和8年4月16日文化審議会決定）2. 調査審議事項（２）により、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動に記載・選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補の調査審議に係る案件
 - （３） 上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化資源活用課（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 3. の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、部会長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。
5. 登録傍聴人は、4. に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、部会長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（議事録の公開）

6. 議事録は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、1. ただし書の（３）に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

（会議資料の公開）

7. 会議資料は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の会議資料は非公開とする。

ユネスコ無形文化遺産保護条約 第20回政府間委員会 概要

1. 日時・場所

2025年12月8日(月)～12月12日(金) インド・ニューデリー 開催

※当初は13日(土)までの開催が予定されていたが、円滑な審議の進捗により1日早い終了となった。

2. 委員会の構成

議長: インドのヴィシャル・V・シャルマ氏

副議長: フランス、スロヴァキア、バルバドス、エチオピア、モーリタニア

報告者: フランス(アラブ首長国連邦のアイシャ・カマリ氏が渡航できなかったため、代行)

委員国: 以下、24か国

グループ	地域	任期:2022-2026	任期:2024-2028
I	西欧・その他諸国	ドイツ	フランス、スペイン
II	東欧	ウズベキスタン、スロヴァキア	ウクライナ
III	中南米・カリブ海諸国	パラグアイ	バルバドス、 ドミニカ共和国、ハイチ
IV	アジア・太平洋	バングラデシュ、インド、 マレーシア、ベトナム	中国
V(a)	アフリカ	アンゴラ、ブルキナファソ、 エチオピア	ナイジェリア、ウガンダ、 ザンビア
V(b)	アラブ諸国	モーリタニア	アルジェリア、 アラブ首長国連邦

3. 主要議題概要

(1)「無形文化遺産代表一覧表」等の審議(議題7a.～d.)

政府間委員会で67件が審査された。(うち、8件は審査上限の枠外)

○「代表一覧表」(全716件)

➤ 55件が審査され、記載55件(うち、8件は審査上限の枠外)

※ 評価機関の勧告: 記載54件、情報照会1件(その後、審査前に取り下げ)。

※ 拡張提案を行った「和紙: 日本^{わしにほん}の手漉和紙技術^{てすきわしぎじゅつ}」「山・鉾・屋台行事^{やまほこやたいぎょうじ}」

「伝統建築工^{でんとうけんちくこうしやう}匠^{わさ}の技^{もくぞうけんぞうぶつ}: 木造建造物^{うけつぐ}を受け継ぐための伝統技術^{でんとうぎじゅつ}」が記載された。

※ 審査件数上限の対象外となる緊急保護一覧表から代表一覧表への移動2件、
拡張案件の6件を含む。

○「緊急保護一覧表」(全90件)

- 11件が審査され、記載11件
 - ※ 評価機関の勧告:記載11件
 - ※ 国際的援助要請3件も含む

○「グッド・プラクティス」(全43件)

- 1件が審査され、選択1件
 - ※ 評価機関の勧告:記載1件

(2)次回委員会の開催時期・場所(議題18)

開催時期:2026年11月30日(月)～12月5日(土)

開催場所:中国・厦門

ユネスコ無形文化遺産保護条約 第11回締約国会議 概要

1. 日時・場所

2026年6月17日(水)～6月18日(木) フランス・パリ 開催

2. 主要議題概要

(1) 定期報告制度の改正について(議題7)

無形文化遺産保護条約に基づく定期報告制度について、これまでの地域ごとの6年周期の報告方式から、全締約国が同じ時期に4年ごとに報告する方式へ移行することが承認された。

主な変更点は以下のとおり。

- ・ 報告周期:4年に1回(従来は6年に1回)
- ・ 提出方式:全締約国が同時期に報告書を提出(従来は地域ごとのローテーション制)
- ・ 提出期限:6月30日
- ・ 報告様式の簡素化により、締約国の事務負担を軽減

この見直しは、地域別報告制度の1巡目が終了したことを受けて行われるもので、各国の報告状況を同じタイミングで把握し、条約の実施状況をより効果的にモニタリングすることを目的としている。

日本は2024年12月に定期報告書を提出したところであるが、今回の制度改正により、次回の定期報告書は、2027年6月30日までに提出する必要がある。

(2) 提案書審査制度の見直しについて(議題6・7)

提出される提案書類の件数及びその処理に関して生じている課題に留意し、第21回および第22回の政府間委員会で検討を行い、その結果を、2028年開催予定の第12回締約国会議にて報告されることが決定された。

また、提案書類の形式的要件の確認のプロセスにおいては、提案件数が増加しており、確認すべき事項も多いため、審査手続及びスケジュールの見直しが承認された。改正後の審査スケジュールを2027年提案サイクルから適用される。

主な内容は以下のとおり。

- ・ 事務局による技術的完全性確認期限を、提出翌年の8月31日に延長(従来は6月30日)
- ・ 締約国による不足資料提出期限を、提出翌年の11月30日に延長(従来は9月30日)
- ・ 評価機関による審査期間を提出翌年の12月～翌々年6月に延長(従来は12月～5月)

(背景)

この見直しは、一覧表記載メカニズムへの関心の高まりに伴い提案件数が増加していることを受けて行われるもので、2024年及び2025年サイクルでは計140件の案件が処理され、2022年及び2023年サイクルの121件から増加した。また、2026年サイクルでは137件の検討を要する案件の

うち71件が処理対象となっている。2027年サイクルについては検討を要する案件が170件ある。処理対象については、まだ確定していないが、2026年サイクルと同程度又はそれを上回る件数の案件が見込まれている。

(3) 政府間委員会委員国選挙(議題10)

日本はアジア・太平洋グループ(グループⅣ)の委員国として選出された。任期は2026年から4年間の2030年まで。そのほかに選出された委員国は以下の通り。

グループ	地域	任期:2026-2030
I	西欧・その他諸国	ノルウェー
II	東欧	アルバニア、ブルガリア
III	中南米・カリブ海諸国	グアテマラ
IV	アジア・太平洋	カンボジア、インドネシア、 <u>日本</u> 、フィリピン
V(a)	アフリカ	ジブチ、ギニア、マリ
V(b)	アラブ諸国	オマーン

(参考)2024-2028 年任期の委員国

グループ	地域	任期:2024-2028
I	西欧・その他諸国	フランス、スペイン
II	東欧	ウクライナ
III	中南米・カリブ海諸国	バルバドス、ドミニカ共和国、ハイチ
IV	アジア・太平洋	中国
V(a)	アフリカ	ナイジェリア、ウガンダ、ザンビア
V(b)	アラブ諸国	アルジェリア、アラブ首長国連邦

2003年(平成15年) **無形文化遺産保護条約** 採択[2004(H16)年 日本締結(世界で3番目)、2006(H18)年 発効]

- 【目的】 ■ 無形文化遺産の保護
■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

- 【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表**」(**代表一覧表**)の作成
■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成
■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数: 185

登録までの流れ

■締約国からユネスコに申請(毎年3月)

【各年、約60件の審査件数の制限】

- * 無形文化遺産の登録のない国等の審査を優先
* 我が国の案件は実質**2年に1回**の審査となっている

■評価機関による審査

■政府間委員会において決定(翌年11月頃)

- ① 記載(inscribe)
② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求
③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

■ 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。

- (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術

2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。
3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。
5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

日本は現在**23件**(※)
(世界全体では**716件**)
(※) 国指定文化財等としては**128件**

- 重要無形文化財 重要無形民俗文化財 登録無形文化財
選定保存技術 文化審議会決定

2008(H20)	能楽 (のうがく)	人形浄瑠璃文楽 (にんぎょうじゅうりふんらく)	歌舞伎 (かぶき)
2009(H21)	ががく 雅楽 あきうのたうえおどり 秋保の田植踊【宮城】	おぢやちみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布【新潟】 だいにちどうぶがく 大日堂舞楽【秋田】	おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと【石川】 だいもくて 題目立【奈良】 あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊【北海道】
2010(H22)	組踊 (くみおどり)	結城紬 (ゆうきつむぎ)【茨城・栃木】	
2011(H23)	みぶのはなたうえ 壬生の花田植【広島】	さだしんのう 佐陀神能【島根】	ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやままつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】本美濃紙、秩父祭の屋台行事と神楽、高山祭の屋台行事、男鹿のナマハゲ
2012(H24)	那智の田楽 (なちのでんがく)【和歌山】		
2013(H25)	和食; 日本人の伝統的な食文化		
2014(H26)	わし 和紙: 日本の手漉和紙技術	にほんのてすきわしじゆつ ※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して登録。 ※2025年に越前島の子紙【福井】を追加し、計4件の技術として拡張登録。	
2016(H28)	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として登録。 ※2025年に常陸大津の御船祭【茨城】、村上祭の屋台行事【新潟】、放生津八幡宮祭の曳山・築山行事【富山】、大津祭の曳山行事【滋賀】を追加し、計37件の行事として拡張登録。 ※吉田祭のお練り行事【愛媛】を追加する拡張提案中。	
2018(H30)	らいほうしん 来訪神: 仮面・仮装の神々	かめんかそうのかみがみ ※2009年に無形文化遺産に登録された甑島のトシドン【鹿児島】に、男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して計10件の行事として登録。	
2020(R2)	でんとうけんちくこうしやうのわざ 伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術	もくぞうけんぞうぶつをうけつぐためのでんとうぎじゆつ ※2009年に提案したものの未審査となっていた「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加し、計17件の技術として登録。 ※2025年に手織中継表製作を追加し、計18件の技術として拡張登録。 ※「屋根瓦葺(琉球瓦葺)」(保存団体名:琉球瓦葺技術保存会)、「(一社)日本茅葺き文化協会」(茅葺)及び「NPO法人 丹波漆」(日本産漆生産・精製)を追加する拡張提案中。	
2022(R4)	ふりゅうおどり 風流踊	※2009年に無形文化遺産に登録されたチャッキラコ【神奈川】に、綾子踊【香川】など40件を追加し、計41件の伝統芸能として登録。 ※白鳥の拝殿踊【岐阜】を追加する拡張提案中。	
2024(R6)	でんとうてきさけづくり 伝統的酒造り		
提案中	しょう 書道	※「書道」は2026年12月頃に登録審議予定	
	かぐら 神楽	※「神楽」は2028年12月頃に登録審議予定	
	温泉文化	※「温泉文化」は2030年12月頃に登録審議予定	

「山・鉾・屋台行事」の保護・継承に係る取組事例の説明資料
(岐阜県高山市)

ユネスコ無形文化遺産登録後の取組について―「山・鉾・屋台行事」―

1. 「山・鉾・屋台行事」の概要

- ・名 称：重要無形民俗文化財「高山祭の屋台行事」
- ・所在地：岐阜県高山市
- ・保護団体：日枝神社氏子山王祭保存会 八幡宮氏子八幡祭保存会
- ・行事の概要：春の日枝神社の山王祭と秋の櫻山八幡宮の八幡祭に行われる二つの屋台行事から構成され、華麗な装飾を施した屋台が城下を曳行する。

2. ユネスコ登録後に実施した主な取組

- ・登録決定記念セレモニー（H28. 12. 2）
- ・広報たかやま登録記念特集（H28. 12. 15）
- ・ユネスコ無形文化遺産登録記念「高山祭屋台の総曳き揃え」（H29. 4. 29－4. 30）
- ・飛騨高山まちの博物館 平成 29 年度春季特別展 ユネスコ無形文化遺産登録記念『高山祭 一祭の華とひと一』（H29. 5. 13－6. 25）
- ・春季特別展「高山祭一祭の華とひと一」関連事業 記念シンポジウム「高山祭と屋台の魅力を探る」（H29. 6. 18）
- ・高山屋台保存会で独自ホームページ開設（H31. 4. 25）
- ・岐阜大学学生による課題解決型実習（R6－現在）
- ・至学館大学公開講座「日本の祭シンポジウム」（R6. 9. 15）
- ・國學院大學「関係人口を活用した祭礼継承の研究」（R7 度）
- ・ロブロックスクリエーターの祭参加（R8. 4. 14－4. 15）
- ・國學院大學学生の祭参加（R8. 4. 14－4. 15）

3. 上記の取組の効果や見えてきた課題

- ・セレモニーや展示、シンポジウムにより市民の祭に対する思い入れが深まり、市外の方への PR につながった。
- ・国際的な認知度が向上し、インバウンド客の増加につながるとともにロブロックスクリエーターの来訪や、その満足度の向上にもつながった。
- ・県の無形文化遺産伝承事業費補助金が新たに創設されるとともに、国庫補助事業に対する県費上乘せが復活した。
- ・かつての高山祭は都市部と農村部が様々なつながりを持って開催されていたが、戦後そのつながりが失われ、都市部住民中心に祭礼が維持されてきた。その結果深刻な担い手不足となっているが、近年祭区域外からの担い手の受け入れの考え方が柔軟になってきた。現在比較的若い地域住民の中で観光庁の補助金などを活用し、新たな仕組みを作ろうという取り組みが始まった。

4. その他、ユネスコ登録との関係で行事の保存・活用上、留意されること

- ・インバウンド客の増加により旅行費用が高騰し日本人客離れが起きている。

「山・鉾・屋台行事」の保護・継承に係る取組事例の説明資料
(愛知県犬山市)

ユネスコ無形文化遺産登録後の取組について―「山・鉾・屋台行事」―

1. 「山・鉾・屋台行事」の概要

- ・名 称：重要無形民俗文化財「犬山祭の車山行事」
- ・所在地：愛知県犬山市
- ・保護団体：一般社団法人犬山祭保存会
- ・行事の概要：毎年4月初旬の針綱神社の例祭に行われ、精巧なからくり人形を載せた13輛の山車が犬山城下の町中を巡行する。

2. ユネスコ登録後に実施した主な取組

- ・保護の強化
犬山祭伝承保存委員会（市附属機関）と町内修理委員会の連携による用具の保存修理の推進
- ・認知向上
イベント（「からくり町巡り」「犬山祭宵祭り」）の開催、犬山祭 HP 及び Facebook の開設、市広報内「LOOK! 犬山祭」スペースの開設、犬山祭グッズの販売
- ・教育普及
犬山北小学校社会科学習授業「白帝ワーク（車山蔵見学）」、城とまちミュージアムでの関連企画展開催、IMASEN 犬山からくりミュージアムの整備と開館、市民総合大学「祭り文化学科」の開講
- ・保存会の組織強化
保存会の法人化と新たな運営の試み

3. 上記の取組の効果や見えてきた課題

- ・効果
犬山祭に対する理解の深まりと文化財保護への意識の高まり
市民・観光客が犬山祭の文化に触れる機会の増加
インバウンド需要の増加
- ・課題
祭りを維持する地域の少子高齢化
祭りを継続するために必要な資金の調達
祭りに関連する技術の継承

4. その他、ユネスコ登録との関係で行事の保存・活用上、留意されること

- ・安全な祭り運営のための対策
感染症対策
雑踏事故防止対策

「風流踊」の保護・継承に係る取組事例の説明資料
(香川県)

香川県のユネスコ無形文化遺産の利用 ―「代表」概念の翻訳と北条念仏踊復活まで―

香川県教育委員会生涯学習・文化財課

佐々木涼成

はじめに

令和4年、香川県の綾子踊（昭和51年国指定）、滝宮の念仏踊（昭和52年国指定）を含む「風流踊」がユネスコ無形文化遺産の代表一覧表に記載された。ここで言う「代表（Representative）」は、優劣や序列を示すのではなく、認知度を高め、文化的多様性を尊重する対話を促進するために用いられた概念であったが、日本では「世界に認められた文化財」と受け止められることも少なくなかったように思われる。

本報告では、香川県における「風流踊」の登録を機に行ってきた事業をもとに、「代表」という概念を現場でどのように理解/曲解し、地域へ伝えてきたのかを報告する。

1 「風流踊」登録までの経緯と香川県の民俗文化財行政

（1）「風流踊」登録前史として

- ・綾子踊、滝宮の念仏踊の記録選択（昭和46年）⇒『「讃岐の雨乞い踊り」調査報告書』
- ・綾子踊（昭和51年）、滝宮の念仏踊（昭和52年）の国指定
- ・全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会（コミュニティ）の組織化（平成29年～）
- ・ユネスコ政府間委員会への提案（令和2年）

（2）民俗文化財専門職員の配置

- ・祭礼の県指定化に向けた合意形成（令和7年に指定）
- ・無形民俗文化財の継承にかかる課題（現在も継続中）
⇒「風流」やこれら民俗文化財関連事業等を背景に、『香川県文化財保存活用大綱』（令和2年）にて各文化財種別の文化財専門職員配置の方針
⇒発表者が文化財保護部局民俗文化財専門職員として採用（令和4年）

2 ユネスコ登録を契機とした事業

（1）登録記念事業の企画

- ・「風流踊」無形文化遺産登録推進事業実行委員会の設立
（佐文綾子踊保存会、滝宮念仏踊保存会、まんのう町、綾川町、香川県）
- ・展示、記念行事の企画、開催

（2）展示「いま・ここにある「風流踊」を生きる」（令和4年10月～）

- ・香川県内の風流踊を風流系念仏踊、風流系小歌踊に分け、滝宮の念仏踊、綾子踊はそれぞれを「代表」しており、その範囲に県指定団体も含まれているものと位置付ける。
⇒「代表」概念は条約等には定義されていない。
- ・歴史や由来だけを紹介する展示ではなく、県指定の風流踊も含め、現在の担い手がなぜ踊り続けるのかという命題を展示の中心に据える。
- ・文化財/文化遺産を「私たちのもの」として捉え直す、というコンセプト。

（３）記念行事「見まい！来まい！踊りまい！風流まいまいフェスタ」（令和５年３月）

- ・イベントの出演は、綾子踊、滝宮の念仏踊を中心に企画。香川県の「風流踊」を紹介する冊子を配布し、登録を受けた二つの踊り以外にも目を向けてもらうことを企画。

３ 「代表」をめぐる登録前後の実践

（１）保存会との対話

- ・展示に向け、佐文綾子踊保存会、滝宮の念仏踊保存会、県指定の風流系民俗芸能各保存会会長（計８人）へも各２時間ほどの聞き取り。
- ・「代表」の趣旨に基づき「綾子踊・滝宮の念仏踊だけが無形文化遺産ではない」と伝える。
- ・会長たちは、自身の経験や縦と横に伸びる人間関係（コミュニティ）のなかで、「風流踊」を継承し続けることを常に「選択」し続けている。
⇒誰がためのユネスコ無形文化遺産制度か、を考えさせられることにもなった。

（２）地域の受容－対話・展示を通じて

- ・田野々雨乞踊（県指定・風流系小歌踊）
⇒奉納時に保存会会長が「風流踊」がユネスコ登録を受けたことを毎年紹介
- ・南鴨念仏踊（県指定・風流系念仏踊）
⇒「ユネスコになった滝宮の念仏踊より俺たちの方が古い」という語り
※狭義には登録されていない団体にも、「自分たちも無形文化遺産の担い手である」という自己認識や誇りが形成された。

４ ユネスコ無形文化遺産登録後の展開

（１）北条念仏踊（昭和３１年県指定）の復活

- ・平成６年以来、約３０年間の中断
- ・令和５年地元協議を経て、保存会の再始動
- ・令和７年、３０代を中心とした若手が踊り手となり３０年振りの奉納が行われた
⇒復活協議中、北条念仏踊も「風流系念仏踊」の一つという理解を共有し続けた。

（２）現在

- ・約１０年間の中断にある和田雨乞踊（風流系小歌踊）の復活に向けた支援

おわりに

- ・地方文化財行政からすれば、「代表」概念をどう理解し伝えていくか、が全て。
- ・日本では、文化財保護法、条例における未指定、市町指定、県指定、国指定という区分が、文化財の重要性を示す序列として受容されている。
- ・国指定文化財を中心に代表一覧表への提案が行われているが、こうした制度においては、代表一覧表への記載は、国指定のその上の「世界指定」とも受け止められ得る。
- ・この制度上の捻じれを利用し、「代表」概念が持っている趣旨を地域へ翻訳することで、むしろ登録を受けた狭義の「無形文化遺産」以外の同種の保存会の継承意識や誇りの醸成につなげていくことができる。
- ・保存会にとってユネスコ登録は本当に良かったことなのかを常に問い続ける必要がある。

参考文献

佐々木涼成 2023 「犬は吠えるが踊りは続く－『民俗文化財』は続くのかという問いから」『IKUNAS』(17)株式会社 tao

俵木悟 2018 『文化財／文化遺産としての民俗芸能：無形文化遺産時代の研究と保護』勉誠出版

別添参考資料－代表概念 (Representative) について

無形文化遺産の保護に関する条約から抜粋

第 16 条 — 人類の無形文化遺産の代表一覧表

1. 無形文化遺産の認知度を高め、その重要性に対する認識を深め、文化的多様性を尊重する対話を促進するため、委員会は、関係締約国の提案に基づき、人類の無形文化遺産の代表一覧表を作成し、最新の状態に保ち、公表する。

無形文化遺産の保護に関する条約の実施のための作業指針から抜粋

当該要素の登録は、無形文化遺産の重要性に関する可視性および認識の確保、ならびに対話の促進に寄与し、それによって世界的な文化的多様性を反映するとともに、人間の創造性を証するものである。

ユネスコ事務局が 2010 年に作成した研修教材から抜粋（グーグル翻訳を使用）

UNESCO, Training and capacity-building materials (2010)

「代表 (Representative)」という用語は、条約や実施指針において定義されていない。その解釈は多岐にわたり、地域社会、民族、国家、あるいは地域の無形文化遺産 (ICH) を代表するものとしてだけでなく、無形文化遺産の多様な分野や、人間の創造性を代表するものとしても捉えられている。「代表一覧表」という名称が選ばれたのは、条約の策定過程で検討された他のいくつかの名称（無形文化遺産の要素間に序列の概念を持ち込みかねないもの）よりも好ましいと判断されたためである。条約は、特定の要素（例えば、条約のいずれかの一覧表に記載された要素）が、記載されていない他の要素よりも重要であるかのように示唆することで、要素間に序列を設けることを意図しない。

こうした理由から、2008 年に代表一覧表へ「人類の口承及び無形遺産の傑作」（無形遺産に関するユネスコの以前のプロジェクト）として宣言された 90 件が組み入れられた際も、「傑作 (Masterpieces)」という名称は採用されなかった。このようなアプローチは、「顕著な普遍的価値」という基準を用いる「世界遺産一覧表」と、代表一覧表を区別する。代表一覧表に記載された要素は（「緊急保護一覧表 (USL)」に記載された要素と同様に）、何よりもまず、それらを創造し、実践し、伝承する地域社会にとって価値あるものである。



香川県のユネスコ
無形文化遺産の利用
―「代表」概念の翻訳と
北条念仏踊復活まで

令和8年7月9日
文化審議会無形文化遺産部会

香川県教育委員会生涯学習・文化財課
佐々木涼成

1

令和4年 「風流踊」のユネスコ無形文化
遺産への登録（代表一覧表への記載）



綾子踊（香川県まんのう町）



滝宮の念仏踊（香川県綾川町）

2



3

代表（Representative）＝ 世界一？

UNESCO条約16条 認知度の向上・対話・文化的多様性のための代表一覧表

⇕

日本 世界に認められた文化財？

条約等では「代表」は未定義。ただし、「顕著で普遍的な価値」へのアンチテーゼとして生まれた概念である。

ユネスコ登録を機に、文化財行政は「代表」概念をどのように利用できるか

4

展示「いま・ここにある
「風流踊」を生きる」

コンセプト

- ・香川県内の風流踊を風流系念仏踊、風流系小歌踊に分け、滝宮の念仏踊、綾子踊はそれぞれの「代表」・「例示」であり、その範囲に県指定団体も含まれているものと位置付ける。
- ・文化財/文化遺産を「私たちのもの」として捉え直す



5

来まい！見まい！
踊りまい！風流ま
いまいフェスタ

撮影：高橋章



6

展示に際して の聞き取り

継承の基盤にある関係性は何か

「保存会」だけではなく、先輩や先祖といったタテ、水不足に悩んだ共同体や青年会といったヨコの関係性（コミュニティ）から、民俗芸能を「私たちのもの」として捉える



7

代表概念の趣旨を伝え続けた結果

- ・ 県指定団が奉納時に「風流踊」が登録を受けたことを毎年紹介
- ・ 「ユネスコになった滝宮の念仏踊より俺たちの方が古い」



8



北条念仏踊の展開

- ・ 県指定無形民俗文化財
- ・ 平成6年の奉納を最後に中断
- ・ 令和5年よりかつての踊り手と協議を開始
- ・ 令和5年12月に保存会再始動
- ・ 令和6年5月にシンポジウム開催
- ・ 令和7年2月に練習開始

継続的に代表概念を共有

9



10

おわりに

課題－保存会にとってユネスコ登録は本当に良かったことなのかを問い続ける

- ・無形文化遺産制度と文化財保護制度の趣旨は（実態はともかく）異なる
- ・香川県は「代表(Representative)」という定義されなかった概念を地域へ翻訳したが、その翻訳が、そしてユネスコ登録が、どのような結果を生むのか。
- ・認知度、重要性、文化的多様性への認識は確かに深まった（行政的には成功？）
- ・保存会は、むしろ自身の現在地を常に見据え続ける必要性が高まっている
- ・保存会員の自己認識レベルの変化をどのようにモニターし、どのように評価するか。
- ・「民俗芸能」と「伝達プロセス」の保護の間をどのように調整するのか。

「風流踊」の保護・継承に係る取組事例の説明資料
(香川県仲多度郡まんのう町)

ユネスコ無形文化遺産登録が地域にもたらしたもの ～綾子踊の継承と全風連の運営モデル～

まんのう町教育委員会 生涯学習課文化財室

加納裕之

はじめに

人口約1万7,000人の香川県まんのう町の文化財担当として、全国43団体・65自治体が集まる「全国民俗芸能『風流』保存・振興連合会（全風連）」の立ち上げからユネスコ登録まで事務局を務めてきた。地方の小規模自治体や保存会にとって、地域の伝統芸能がユネスコ無形文化遺産に登録された意味を、担当者の実感として報告する。

1 地域と全国のネットワーク：綾子踊と全風連の取り組み

民俗芸能を未来へ繋ぐには、「地域内」の緊密なつながりと、「全国」という広域的なネットワークの双方が機能し合うことが不可欠である。

(1) 地域が一体となった継承活動

- ・まんのう町の「綾子踊」が伝わる佐文地域は住民約400人の小さな集落であり、住民全員が保存会員となる、いわば「顔の見える関係性」で世代を超えて踊りを守ってきた。
- ・小学校での学習に加え、子ども自身が「花笠」を制作する「花笠ペーパークラフト」を導入し、子どもやその親世代を巻き込む工夫を行っている。

(2) 全国でつながることで生まれた意識の変化

- ・ユネスコ登録を芸能継承の契機と捉えて「全風連」を結成し、会報やウェブサイトを通じて各地の課題解決策や工夫を日常的に共有できる関係を築いた。
- ・万博や国民文化祭での合同公演を通じて、普段は別の仕事を持つ地元の担い手たちが全国の注目に触れ、独自の伝統への誇りと当事者意識を持つ原動力となっている。

(3) 会長・事務局の全国巡回と会の運営の省力化

- ・加盟自治体の多くは、文化財担当者が少人数。負担集中を防ぐため、規則で事務局を2年ごとに全国で回す仕組みを作った。2年に1度は総会に皆で集まり、直接顔を合わせて意見交換や懇親会、地元の民俗芸能を現地で学ぶ研修会などを開催している。
- ・次の自治体へスムーズに引き継げるよう、会議のオンライン化や予算の少額化、情報共有のプラットフォームとなるホームページの活用など、事務局の仕事は徹底的にスリム化し、都府県のサポートも含め、少ない人員でも無理なく運営できる仕組みとしている。
- ・現在の香川県綾川町から新潟県柏崎市、滋賀県甲賀市へと向こう4年間の引き継ぎがすでに決まっており、各地が「自分ごと」として当事者意識を持つ環境ができている。
- ・事務局が全国を次々と持ち回っていくことで、ユネスコ登録の効果や熱量を特定の地域に留めず、日本全国へ広く波及させていくことが可能となっている。

2 継承の最前線：担い手ヒアリング

ユネスコ登録から少し時間が経った今、保存継承の現場で、これからの運営を引っ張っていく若い世代がどう感じているのか、現場の本音をお聞きした。

【話者】40代。最前列で踊る小学生の男の子の役割である小踊の指導を行う。普段は小学校の教員。今年の公開では小学1年生の息子さんが小踊としてデビューする予定。

【ヒアリングで語られた内容】

- ・ユネスコ登録によって「外に向けてアピールする」という感覚はあまり生まれていない。それよりも、「みんなで続けていこう」という思いを強める上でとても役立っている。学校や地域で子どもに教えるとき、「これは世界に誇れる大切な地域の文化なんだよ」と伝え、それが興味を引き、誇りを持たせる良い手段となっている。
- ・その一方で、未来への危機感は切実である。地域では小学生の男の子が減少しており、現在の芸能の形を維持することが年々厳しくなっている。また、今保存会の中心は50代以上の先輩方。この中心メンバーが若い世代に移っていったとき、「本当に今の規模や形のままで、これからも公開を続けていけるのだろうか」という不安を抱えている。

3 文化財保護担当者としての見解

現場の担い手たちとお話しする中で、文化財担当者として強く感じた、「伝統芸能分野におけるユネスコ登録の意義」は以下のとおりである。

- ・少子高齢化による人手不足や、世代交代への不安など、地方の小さな民俗芸能が直面している課題は多い。しかし、ユネスコ登録というきっかけによって生まれた「この文化を次の世代へ絶対に繋ぐんだ」という意識は、確実に息づいている。
- ・誇りを持った担い手たちの周りには、地域の外からも「手伝いたい」という仲間が集まり、困難を乗り越えるためのアイデアや、新しいつながりが生まれ始めている。
- ・「花笠パーパークラフト」も、風流踊のネットワークを通じて、他県の先進的な事例を知ったことから生まれたもの。課題が多いからこそ、全国の仲間とつながり、「今の時代に合わせた、新しい伝え方や見せ方」を柔軟に工夫する活力が生まれている。

おわりに

無形文化遺産条約の本来の意義は、形なき「生きた伝統」を地域自らの手で次世代へ繋ぐことにある。登録を契機に住民が「誇り」を取り戻し、少子高齢化等の課題に対して新たな仲間や知恵、つながりを生み出す原動力とすべきである。

これは全国のあらゆる民俗芸能にとっても同様である。登録や華やかな舞台への出演を喜ぶだけでは現場の衰退は止まらない。重要なのは、各地域が将来のビジョンを掲げ、その中で「ユネスコ無形文化遺産」という手段をどう活用し継承するかという、主体的な戦略を持つことである。

人々がつながり、相互に意識を高め合う対話の場が生まれること。そして、外部の力を巻き込み持続可能性を高めていくこと。このような主体的な動きが全国で連鎖してこそ、「代表」一覧表への記載の真の意味があると言える。

事例報告 4

地域と全国のネットワークが拓く無形民俗文化財の継承

—綾子踊の取り組みと「風流」に学ぶ広域連携の意義—

加納 裕之（まんのう町教育委員会）

後藤 香川県まんのう町には綾子踊^{あやこ}という風流踊^{ふりゅう}がありますが、ご存知のとおり、2022年にこの綾子踊を含む風流踊がユネスコ無形文化遺産代表一覧表に記載されました。その記載にあたっては、綾子踊の伝承地の自治体であるまんのう町が核となって、全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会（全風連^{ぜんふれん}）という全国ネットワークが構築されました。本日はその立ち上げや運営に深く関わってこられたご経験をもとに、お話をいただきます。

はじめに

本日は貴重な機会をいただき、ありがとうございます。香川県まんのう町教育委員会の加納と申します。本日は地域と全国のネットワークが無形民俗文化財にどのようにプラスになっていくかをテーマに、お話させていただきます。私は比較的小さな町の職員ですので、地域の無形民俗文化財を守るために地域内でどのようなネットワークを構築しているかというお話と、風流踊というユネスコ無形文化遺産の括りで全国組織を作ったときに本町が関わらせていただきましたので、無形民俗文化財の全国ネットワークが保存継承にどのように寄与したかについてお話をしたいと思います。

今回の協議会はネットワークの必要性がテーマになっています。本日は行政の方も非常に多く参加されていると伺いました。全国の無形民俗文化財を取り巻く状況は、本当に待ったなしです。少子高齢化など、地域や保存会によっていろいろな課題がある状況で、さらに新型コロナウイルス感染症によって問題が加速したところもあるかと思います。そういったときに、地域の課題に対して広域的なネットワークが継承と活用にどのように貢献していくかに主眼を置いてお話をさせていただきます。大きな構成としては、前半では私どもの地元の綾子踊に関する取り組みをご紹介します、続いて全国的なネットワークである「全風連」の事例についてご説明します。

1. 地域に根差した継承の現場：まんのう町「綾子踊」の取り組み

（1）綾子踊の概要

まず私が勤務しているまんのう町の綾子踊についてご紹介します（図1）。本日お配りしている資料に綾子踊のパンフレットも入れていますので、ご覧いただきながらお聞きください（QRコード①参照）。



① 綾子踊
パンフレット



② 綾子踊
動画



図1 綾子踊

—いかがだったでしょうか。本当に艶やかで、小踊の子がちょっと恥ずかしがっているところも含めてかわいらしい、風流の特徴をよく残す芸能です。もうひとつ、参加する人数がとても多いという特徴もありまして、これについては後々触れたいと思います。

(2) 地域一体での継承活動と課題

続いて、地域内で保存継承に向けたどのような取り組みが行われているかをご紹介します。まず保存の主体になっているのが保存会のみなさんです。特徴的なのが、この踊りを伝承している佐文地域の住民全員が保存会員という形を採っていることです。400名ほどおられる住民全員が保存会員という、顔の見える関係性で成り立っています。そして小学校、中学校、行政を含め、いろいろな形で連携しながら、地域一体となって保存継承に取り組んでいます(図2)。



図2 練習の様子

綾子踊は江戸時代後期から伝わるとされる雨乞い踊で、風流というジャンルに属する無形民俗文化財です。香川県は雨が非常に少なく、川も細く、雨が降らないと本当に生きていくのも大変な地域で、このために雨乞い踊りがかなり残っているという特徴があります。この綾子踊は、国の無形民俗文化財の指定制度が始まった最初期の段階、昭和51年(1976)に、国の重要無形民俗文化財に指定されました。

冒頭でもお話しした通り、現代社会の波の中で、他の多くの無形民俗文化財と同様、少子高齢化や担い手不足といった根深い課題に直面しているのが現状です。特に小踊^{こおどり}という役割があります。小学生の男の子6人が女装して最前列で踊る、綾子踊を象徴する踊りですが、小学生、それも男の子だけから選んでいますので、踊り手を確保することがすごく大変で、誰に声をかけるか、いつも保存会のみなさまはご苦労されています。

では一度、実際の踊りを動画で観ていただきたいと思います(QRコード②参照)。

地域住民全員が保存会員という形は良いところもあり、逆に困難なところもあります。モチベーションの維持や、若い世代に意義をどうわかってもらうか、そういったところが長らく大きな課題であります。その中で、特徴的で面白い取り組みとしてご紹介させていただきたいのが、綾子踊花笠ペーパークラフトです。先ほどの男の子が被っていた花笠を、小学校の授業で使えるようにペーパークラフトとして作り、小学校に配布しています。授業の中で花笠を作って色を塗ったり、保存会の方から綾子踊の話聞いて、最後は一緒に踊って体験してみるという取り組みを始めました。これやることで主体的に子どもたちが体験として関われるという点と、あとはこれを被って保護者会で踊ったり、家に持って帰ったりすることで、担い手の中心である 40～50 代の世代にも波及効果が出てきています。写真 3 は他地域の小学校ですが、こうして他地域の学校からも、うちでも学びたいというご要望いただいて、実際に自分で作った花笠をつけて踊っている場面です。



図 3 花笠ペーパークラフトで踊る小学生

こういった形で保存継承に向けて地域内で取り組んでいますが、担い手不足という社会的に大きな、根深い問題が、やはりこの地域にも起きています。高齢化も著しく、なかなか地域内だけでは解決が難しい。モチベーションも上がりにくい。そこで意義が出てくるのが、地域を超えた広域的なネットワークの果たす役割ではないかと思っています。

2. 全国ネットワークの力ー「風流」に学ぶ広域連携の意義

そこで本日 2 つ目の柱である広域連携の力としてご紹介するのが、全国民俗芸能「風流」保存振興連合会、略して全風連^{ぜんふうれん} という団体です。

(1) 全風連の設立とまんのう町の役割

本日お配りしている資料の中に、風流踊のパンフレット（ユネスコ無形文化遺産登録時点）も同封しています（次項 QR コード参照）。全風連は全国にまたがる団体で、本日お越しいただいている方の中にも、全風連に加入されている団体関係者がおられます。設立日は平成 31 年（2019）2 月で、全国の風流踊をまとめてユネスコ無形文化遺産に登録しようという流れを契機として設立されました（図 4）。ただ、目的はユネスコ登録ではなく、あくまで全国各地の風流の芸能をしっかりと保存継承していくことを一番の目的として掲げ、その中で、会員同士の交流や地



設 立 日: 平成 31 年（2019）2 月 1 日
設 立 契 機: 「風流踊」ユネスコ無形文化遺産登録に向けた動き
目 的: 「風流」芸能の保存・振興、会員交流、地域の活性化
設立の精神: 保存会と行政による草の根の活動から形成

図 4 全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会（全風連）



役割：ユネスコ無形文化遺産提案にあたり、
全国組織結成の「旗振り役」を担った

ユネスコ登録は「手段」。本来の目的は「登録後
も風流の仲間が互いに助け合い、支え合う」こと

図5 設立の経緯とまんのう町の役割

体制：文化財専門職員は一人、予算も限られていた
一弱みが強みに

- ・多くの方々へ協力を求めることができた
- ・他の小規模団体の苦しい状況が痛いほど
理解できた
- ・文化財担当者としての経験とネットワーク

図6 「小さな町」まんのう町の取り組み

域の活性化を目指していこうとしています。図5の写真は設立総会の際の写真で、この時に、ある保存会の会長さんから印象的な一言をいただきました。「これはユネスコを目指すための会じゃない、私達がここにいる理由は、地域に本当にたくさんある課題を解決するために、何かヒントになればということでこの会に参加したんだ」と、そんな熱い思いを語っていただいて、その時も、「本当にその通りです、みなさまの芸能を守っていくために仲間になりましょう」とお答えしました。そのような形で成り立った会です。

このように、ユネスコ登録はあくまで保存・継承のための一手段です。私たちは登録後も風流の芸能が抱える課題を解決すべく、互いに助け合い、支え合うことを目的として活動を続けてまいりました。

ここで、なぜまんのう町がこの設立に深く関わったのか、その経緯について少し触れさせていただきます。昭和51年（1976）5月に国の重

要無形民俗文化財に指定された「綾子踊」は、ユネスコ無形文化遺産登録を目指し、平成21年（2009）に日本からの第2回提案候補としてユネスコ事務局へ提案書を提出しました。しかし、ユネスコの審査方針の変更などにより、当時は登録に至らず、未審査の状態が続いておりました。

その後、平成29年（2017）2月の文化審議会において「未審査の5案件については、グルーピングを行った上で、準備の整ったものから順次再提案する」という方針が示されました。これを受け、綾子踊の所在地であるまんのう町が中心となり、全国の「風流」のグループ化を推進する旗振り役を担うこととなったのです。

とはいえ課題は山積みです。まんのう町の人口は約1万6,000人、文化財専門の正規職員は私ひとりですので、行政のいろいろな仕事をやりながら、全風連の設立・運営にも取り組みました。いろいろ大変だったなと思うのですが、振り返ってみると、「体制の弱さ」が逆によかったと思うところもあります。民俗芸能の専門でもないし、知識もノウハウもない、このために、もういろいろな方にご相談して協力していただいたことを思い出します。本日お越しいただいている参加者の中には、ずっと電話をかけて相談していた行政の方もいますし、文化庁にもご相談したり、東文研の久保田さんにもご相談したり、いろいろなところから力を借りて進めていって、この組織の形が作られていったということです。

また、パンフレット（QRコード参照）を見ていただいたらわかると思いますが、風流踊は基本的に小さいお祭りばかりです。イメージとしたら、地域の神社でやっているお祭りの規模とってください。参加人数も少ないし、行政の規模も小さい自治体が多い。そうすると、お声掛けする相手の状況が本当に痛いほどわかる。今年の



風流踊
パンフレット

公開をするための人数も揃わないんだとか、そもそも行政に文化財専門の担当者がいない、予算もないなど、多くの課題をお聞きました。その上で、こういう組織がいいなとか、そうした切実なご意見を、まさにそのとおりだなと思いながらお伺いし、課題解決のための組織を、できるだけ負担のかからない組織にしていくというところを目指していきました。だから私どもが立ち上げたというより、本当にみなさまに作っていただいたと言いますか、ご意見をまとめていく形で全国組織の形ができました。

（2）全国ネットワークの強みと構成

続いて、全風連の構成と強みをご紹介します。ここに日本地図がありますが（図7）、ユネスコ無形文化遺産登録時点で、正会員として芸能の保存会のみなさま43団体、特別会員として市町村と都府県のみなさま65団体に入っています。北は秋田県から南は宮崎県まで、全国にまたがる非常に広範なネットワークです。こうして全国的に展開する組織である一方で、みなさんのバックグラウンドは似通っている。小さい規模の団体であることや大人数でやる芸能である、そういったところから課題や問題意識が似通っている団体がまとまっていて、共通の課題意識を持ち、具体的な解決策を共有しやすい関係性にある。ここが強みなのではないかと思っています。

（3）主な活動と効果

次に、実際にどのような活動をやっているかをご紹介します。

課題改善と意識向上 ひとつ目は課題の改善と意識の向上です（図8）。こうしたら課題が解決しますという答えを見つけるのは、正直難しいです。というより、ひとつの正解はないと思っています。しかし、どんな課題があり、それをどういう方法で解決したかを聞くことはできると考えました。そこで全国の自治体や保存会にアンケートをとって、その取り組みをみんなで共有することをしました

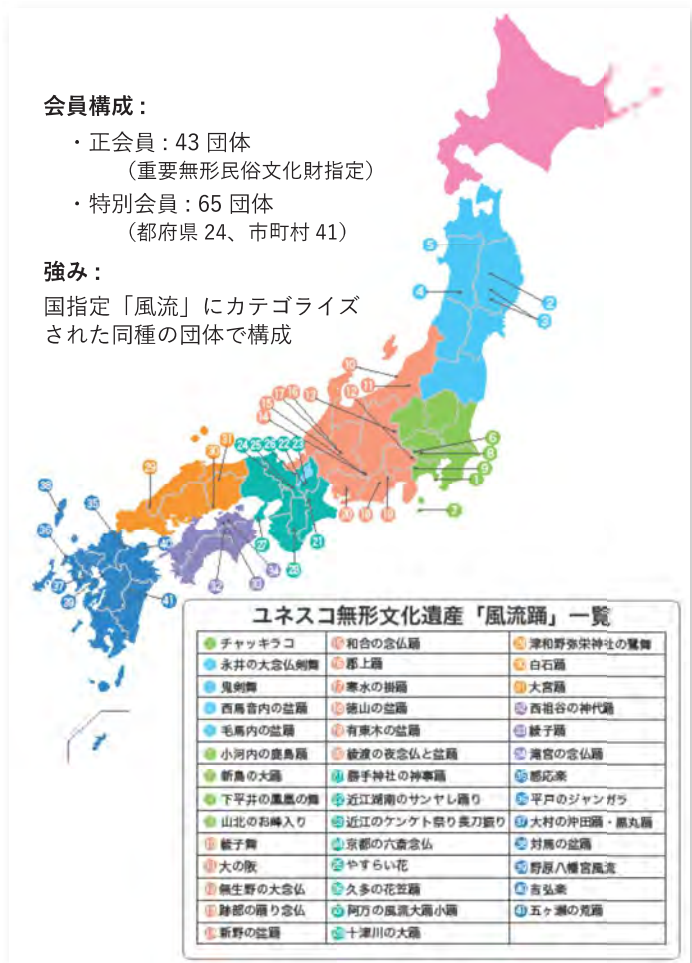


図7 全風連のネットワークの構成と強み

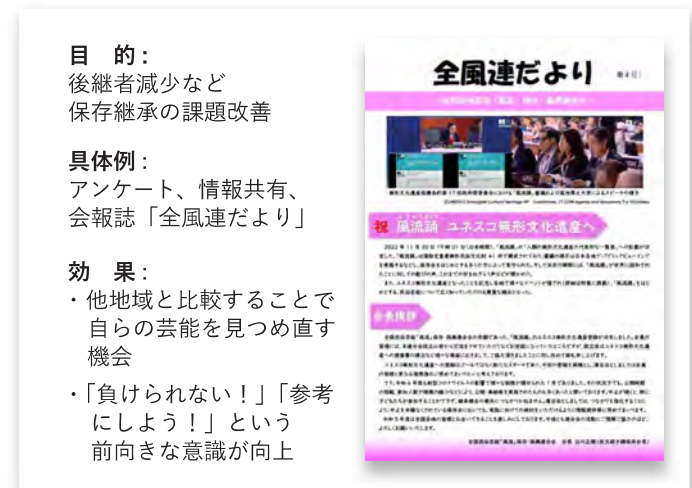


図8 活動と効果① 課題改善と意識の向上

高専と連携してVTuberを作りました。これは実際にインターネットで見られるのですが、ベテランの踊り手の方の動きをモーションキャプチャーを使って取り込み、この子が踊って話すというものです。そうした他地域の成功例を見ることで、自分たちもやってみようとか、新しく挑戦してみようという前向きな意識が出てきました。

活用・普及啓発 効果のふたつ目、活用・普及啓発に関連してとても良かった点がありました（図10）。ひとつはユネスコ無形文化遺産への登録時に風流踊の認知度が上がったことで、それをチャンスと捉えて全国的に一齐に周知ができたことです。お配りしている風流踊のパンフレット（p.54 QRコード参照）も、実は事前に作り始めて、ユネスコ登録の瞬間に各自治体の手元に200部届けました。これをどんどん使ってください、データも提供するので増し刷りは自分たちでやってくださいという形で提供し、ご活用いただきました。

もうひとつ、登録後に、先ほどの全風連だよりやパンフレットで行っていた情報提供をどんどん更新していけるプラットフォームを作ろうということで、風流踊のホームページを作りました（図10のQRコード参照）。団体を横断したホームページを作るには、維持費や管理の課題もあってなかなか難しかったのですが、いろいろ相談しながら作りました。おかげさまで閲覧件数が多いため、インターネットで「風流踊」と検索すると上位に表示されるようになりました。普及啓発にとってすごく良かったと思っています。このホームページの特徴としては、各保存会や行政が自由に書き込める形にしたことです。活動のお知らせや、先ほどご紹介したような、やってよかった取り組みを各自が発信できるプラットフォームになったことが非常に良かったと思います。またパンフレットを見ていただいたらわかりますが、風流踊は各地で芸能の様子が全然違います。同じ風流踊といってもいろいろな芸態があるということを保存会のみなさまも知ってくださいました。その結果、逆に自分たちの芸能の良さを再認識したり、「負けてられない」という前向きな気持ちもさらにこれで高まっていきました。加えて、これまで若い世代にとっては「地元の祭り」くらいの感覚で関心が薄かったのが、全国的に注目を受けてホームページができたことで、自発的にどんどん学んでいたできるようになっていったという効果も大きかったと思います。

交流促進 3番目は交流の促進とモチベーション強化です（図11）。これも大き

目 的：ユネスコ登録を契機に認知度向上

具体例：「風流踊パンフレット」作成
「風流踊のホームページ」開設

効 果：

- ・各地域の「美しさ」と「背景」を横断的に伝えるプラットフォーム
- ・統一された質の高い情報発信により、広報の手間を軽減
- ・担い手の「やる気」や「自負」の向上を刺激
- ・広域連携による社会への訴求力と若い世代への関心喚起



風流踊 HP

図10 活動と効果② 活用・普及啓発

目 的：
会員間での交流の促進

具体例：
公演の場における相互への出演依頼
（国民文化祭、大阪・関西万博など）

効 果：

- ・担い手の芸能への「自負」をさらに高める
- ・他者との交流で独自の「美しさ」を再認識

→ 継承へのモチベーションの強化



図11 活動と効果③ 交流促進とモチベーション強化

な効果があり、組織を作ったら、どんどん自然に交流が始まっていきました。例えば2024年に岐阜県で国民文化祭が行われた際にも、全国の風流踊が一堂に会して公演をしたり、うちの綾子踊もいろいろなところから呼んでいただいて出前公演をしたり、今年の大阪・関西万博でもかなりの自治体の風流踊の団体が公演されています。こうして注目されたことによって、団体が公演の場に出かけていって演じる機会が非常に増えました。これが芸能への自負を高める結果になりました。演じているのは地元の人ばかりで、普段は他の仕事をしている、その辺のおっちゃんやお兄ちゃんが踊っているのですが、いざ観客のみなさまに観ていただくとなると不思議なもので、ちゃんと役者の顔になっている。注目されることでプライドが出たり、芸に対するこだわりが生まれて、できるだけ綺麗な所作をやらうとか、音を綺麗に出そうとか、そういった自負が高まってきたという感触がありました。また、そういう公演の場では他の団体の芸能を見るんですね。自分たちの公演を見てくれたから、相手のも見ようとなる。すると美しい部分、かっこいい部分を見て学んだりして、自分たちの芸能の磨き上げの意識を高める。保存・継承へのモチベーションが、この交流によってかなり上がってきたと思います。

(4) ユネスコ登録後、「未来」への戦略

これまでご紹介したように、広域的なネットワークの良さがいくつもありました。こうした活動を経て、令和4年(2022)11月に、風流踊がユネスコ無形文化遺産に登録されました。当時の会長がよく言っていたのですが、これは「ゴールではなくてスタートだ、ここから始まるんだ」と。まさにそのとおりで、全国組織の真の意義や意味はここから出てくるだろうと考えています(図12)。

これまでは会長は綾子踊の保存会長、事務局はまんのう町がやっていたのですが、登録によって一段落しましたので、今後は規約を改正して全国に役割を回していこうとなりました。現在は次の事

理 念:

登録は「ゴールではなくスタート」

戦略的移管:

設立時の役割終了後、事務局機能・
会長職を他の団体へ移管

目 的:

特定の地域に偏らず、全国の会員が
主体的に関わる「真の全国ネットワー
ク」をめざして



図12 ユネスコ登録後の戦略

務局と会長に引き継いでいます。こういう形で全国に回していくことによって、特定の地域に効果や負担を集中させるのではなく、全国の会員が主体的に関わっていける組織を目指しています。それによって真の全国ネットワークになっていくために、目標に向けて一丸となって進めていこうとしています。

3. ふたつのネットワークの融合と今後の展望

(1) 地域と全国のネットワークの融合

本日は地域内の狭い範囲でのネットワークと全国的なネットワーク、ふたつのネットワークがあるというお話をいたしました。これらは別のものでなくて案外繋がっていると感じておりまして、

保存会を中心に市町村や県、そして全国と、同心円のような形で広がっていくものかと思っています（図13）。その一番狭い部分である「地域」は、まずは日々の活動の基盤であり、担い手の育成の現場であり、継承に向けて頑張っていく場所であるとしたら、「全国」の場は、共通する課題や解決策をみんなで共有して新しい知見を得ていく、そういった場所ではないかと思っています。こういったふたつのネットワークが連携し、お互いに機能することで、担い手や、もしかしたら行政の職員も含めて、全国に仲間がいる意識が生まれて、そこからモチベーションの向上といった相乗効果が生まれていくのではないかと思います。

保存会のみなさまも全国的なネットワークができたことによって、保存会同士で電話をかけて相談したりしていますし、行政の担当者も今までは県内の担当者にしか相談していなかったのに、他県の担当者に電話をして気軽に聞いたりしています。全国的にそういう仲間がいるというのは非常に心強いもので、いろいろな形でそうした連携の輪が広がっているのは本当に心強いなと感じています。

（2）柔軟な継承の視点と新たな可能性

最後に、この組織にはこれからどういう可能性があるかについて触れたいと思います（図14）。まず広域ネットワークの知見は、「守るべき部分」と「変化できる部分」を峻別する柔軟な視点をもたらし点に重要性があるのではないかと思います。例えば柔軟に変えていける部分はどこか、逆にこだわりを持って守っていかなければならない部分はどこにあるか、そういったことをいろいろな事例を通して考えることが可能になるのではないかと思います。例えば公開の曜日を変えるとか、地域外からの参加者を得るとか、各地のいろいろな状況や事例を見ることが解決策を探るヒントになるのではないかと思います。

ふたつ目に、他にも新たなネットワークの形が考えられるのではないかと思います。神楽など種別ごとのネットワークや、研究機関、大学といったいろいろな組織とのネットワーク、県内でのネットワークなど、多くの可能性があるかと思っています。綾子踊自体も、他地域から学ぶことが本当にたくさんあります。実は先ほどご紹介したペーパークラフトも、ある保存会が小学校での出前授業を熱心にやっておられて、それが保存・継承に繋がったという話をこの研究集会で保存会会長と僕がお聞きし、うちも何かやりたいなというところから生まれたものです。きっと、ヒントはいろいろなところに転がっていて、それを見聞きし、前向きな変化を柔軟に捉える姿勢が保存・継承に役立ってい

構造：保存会を中心に町・県・全国へと広がる同心円構造

役割：
【地域内】 日々の活動基盤、担い手育成の現場
【全国】 共通課題の解決策共有、新たな知見獲得、社会意識向上

相乗効果：「全国に仲間がいる」意識
 → モチベーション向上
 → 新たな伝承方法の発見

図13 ふたつのネットワークの融合

広域ネットワークの知見の重要性：
 ・守るべき部分と、変化できる部分を峻別可能に

新たなネットワークの可能性：
 ・神楽など、多様性を活かした情報共有や連携

綾子踊の今後の展望：
 ・他地域・研究機関との交流深化、類似事例からの学び

図14 柔軟な継承の視点と新たな可能性

地域と全国のネットワークが連携し合うことで、豊かな無形民俗文化財を次の世代へとつなげていける

「ネットワーク」こそ無形民俗文化財の未来を拓く鍵であり、無限の可能性を秘めている

↓

本日得たヒントを持ち帰り、小さな一歩から踏み出すこと

図15 ネットワークが拓く未来



図 16 東京公演後、最高の笑顔！

くのではないかと思います。

最後に、無形民俗文化財の継承は息の長い活動であり、課題も山積みです（図 15）。しかしながら、地域と全国のネットワークが連携することで、解決のヒントを得ていけるのではないかと、これまでの活動を通して確信することができました。電話 1 本で相談できたり、あの人が頑張っているからうちも頑張るみたいな、そういう仲間が全国にいるというのは心強い、いいものだと思います。ネットワークは

多くの課題を抱える無形民俗文化財の未来を拓く鍵になるのではないかと。これからも、その可能性を目指していきたいと思っています。

今日、いろいろな形で出てきた話を、みなさまの地域に持ち帰っていただいて、小さな一歩でもいいから始めることで、また新たな可能性が生まれていくのではないかと思います。ぜひこういったネットワークの輪を、みなさまと一緒に広げていけたらと思っています。

私の話は以上です。ご清聴いただきましてありがとうございました。

質疑応答

質問者 貴重なお話ありがとうございました。単純な事実確認ですが、風流踊のネットワークで集まるときは、おそらく対面で集まると思うのですが、全国から実際に出席してくれるものでしょうか。行政の方々は業務として参加する形もあると思うのですが、特に保存会関係の会長さんとなるとなかなか集まるのも難しいかなとも思うのですが、実際のところはどうでしょうか。

加納 ありがとうございます。まさにおっしゃる通りで、例えばまんのう町に集まるといったら、どうやって集まるんだと。飛行機で行くのか、どうすればいいのかというお話を伺いました。前回はまんのう町でやる予定が、実は台風で中止になってしまったのですが、寸前まで、保存会・行政とも 8 割ぐらいの方が参加すると言っていて、そういった意味では参加率がかなり高いのかなと思います。その代わり、総会以外の集まりはオンラインで開催したり、集まる時もできるだけ負担のかからない方法を模索しています。ただ、2 年に 1 度はみんなで対面で集まって、その後は懇親会でみんなでお話ししようということをやっているし、かなりみなさんに参加いただけることがわかりました。

■レジュメ 1-1

地域と全国の「ネットワーク」が拓く無形民俗文化財の継承 —綾子踊の取り組みと「風流」に学ぶ広域連携の意義—

まんのう町教育委員会 加納裕之

1. はじめに：講演の概要

本日のテーマ：「民俗文化財をネットワークで守り、活かす」

講演の主眼：無形民俗文化財における「広域的ネットワーク」の貢献

本講演の構成：①まんのう町「綾子踊」の地域での継承活動と課題

②全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会（全風連）の広域連携事例

目的：地域と全国、二つのネットワークの視点から、
無形民俗文化財が未来へ繋がるヒントを探る

2. 地域に根差した継承の現場：まんのう町「綾子踊」の取り組み

【綾子踊の概要】

歴史：香川県まんのう町に江戸時代後期から伝わるとされる雨乞い踊り

指定：昭和51年（1976年）国の重要無形民俗文化財に指定

課題：少子高齢化、担い手不足（特に小踊=小学生の男の子6人の確保が課題）

【地域一体での継承活動】

主体：保存会、地元の小中学校、地域住民、行政の密な連携。

地域住民（約400人）全員が保存会員。

工夫：「綾子踊花笠ペーパークラフト」の導入。子どもたちが楽しみながら
文化財に親しむ機会を創出し、保護者世代への関心も喚起。

【地域活動の限界と広域連携の必要性】

- ・ 「集落全体で踊る」風流踊は、人口減少が保存継承に直結する。
- ・ 担い手不足など根深い課題は一地域の力や知見、モチベーションだけでは解決困難。
- ・ 地域を越えた広域的なネットワーク→課題解決への新たな可能性をもたらす。

3. 全国ネットワークの力：「風流」に学ぶ広域連携の意義

【全風連の設立背景と設立時の精神】

名称：全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会（全風連）

設立契機：「風流踊」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた動き。

設立の精神：大きな組織ではなく、保存会と行政の草の根の活動から形成された。

■レジュメ 1-2

【まんのう町の役割と目的】

- 役 割：**ユネスコ提案にあたり、全国組織結成の「旗振り役」を担った。
- 目 的：**登録は「地域の誇りや士気を高めるための手段」であり、
本来の目的は「登録後も風流の仲間が互いに助け合い、支え合うこと」

【まんのう町の取り組み】

- 体制の弱さ：**文化財担当正規職員は一人で予算も限られていた。
- 弱みが強み：**この状況が逆に、文化庁、県職員、他自治体など多くの方々に協力を求めることに繋がり、他の小規模団体の苦しい状況を痛いほど理解できたことが対話を成り立たせた。

【全国ネットワークの強みとその活動】

- 強 み：**国指定時に「風流」にカテゴライズされた、共通の背景を持つ団体（正会員 43、特別会員 65）で構成されていること。

主な活動と効果：

① 課題改善

- アンケート・情報共有、会報誌「全風連だより」を通じ、他地域の成功事例を共有。
→ 他との「比較」を通じた「負けられない」「参考にしよう」という前向きな実践意識の向上。

② 活用・普及啓発

- 「風流踊のホームページ」など統一プラットフォームでの情報発信を強化。
→ 単独地域では困難な社会への訴求力が生まれ、担い手の「自負」や「やる気」を強く刺激。

③ 交流促進

- 公演の場における相互への出演依頼が実現。
→ 担い手の「自負」をさらに高め、他者との交流で独自の「美しさ」を再認識。
継承へのモチベーションを強化。

【ユネスコ登録後「未来」への戦略】

- 理 念：**ユネスコ登録は「ゴールではなくスタート」である。
- 戦略的移管：**設立時の役割終了後、事務局機能・会長職をまんのう町から他の会員団体へ戦略的に移管した。
- 目 的：**特定の地域に偏ることなく、全国の会員が主体的に関わる
「真の全国ネットワーク」として発展し続けること

4. 二つのネットワークの融合と今後の展望

【地域と全国のネットワーク融合】

- 構 造：**無形民俗文化財の継承は、保存会を中心に、自治会・町・県・全国へと広がる
「同心円構造」で成り立っている。
- 役 割：**地域内…日々の活動基盤、担い手育成の現場。
全 国…共通課題の解決策共有、新たな知見獲得、社会意識向上。

■レジュメ 1-3

相乗効果：「全国に仲間がいる」という意識が、担い手のモチベーション向上と伝承方法の発見に繋がる。

【柔軟な継承の視点と新たな可能性】

- ・ 広域ネットワークの知見は、「守るべき部分と、変化できる部分」を峻別する柔軟な視点をもたらす。
- ・ 新たなネットワークの可能性として、神楽など多様性を活かした情報共有や連携を探ることが有益である。
- ・ 綾子踊の今後の展望として、他地域・研究機関との交流深化、類似事例からの学びを継続する。

5. 結び：ネットワークが拓く新たな道

地域と全国のネットワークが連携し合うことで、豊かな無形民俗文化財を確実に次の世代へとつなげることができる。

- ・ 「ネットワーク」こそが無形民俗文化財の未来を拓く鍵であり、無限の可能性を秘めている。
- ・ 本日得たヒントを地域に持ち帰り、小さな一歩から踏み出すことから、共にネットワークの輪を広げていく。

ユネスコ無形文化遺産

ふ りゅう おどり
風 流 踊

願いを込めてひとおどり

～全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会とは～

日本各地で伝えられてきた民俗芸能は、担い手の減少や高齢化により、保存継承が困難になっており、大きな課題となっています。「風流」に分類される民俗芸能も同様であり、この課題を解決する一助となるよう、民俗芸能「風流」の保存・振興を図るとともに会員相互が交流を促進し、地域の活性化を図ることを目的として設立されました。

全国の個性豊かな民俗芸能「風流」は、持続可能な地域社会の魅力のひとつであり、その継承に向けて活動しています。

ユネスコ無形文化遺産 風流踊 パンフレット

制 作：全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会

発行日：令和4（2022）年12月

風流踊は、華やかな、人目を惹くという「風流」の精神を体现し、衣装や持ちものに趣向をこらして、歌や、笛・太鼓・箏などの囃子に合わせて踊る民俗芸能です。除災や死者供養、豊作祈願、雨乞いなど、安寧な暮らしを願う人々の祈りが込められています。

～ユネスコ無形文化遺産と風流踊～

ユネスコは、国連の中で文化・教育・科学技術等を所掌する国際機関です。世界遺産条約が対象としている有形の文化遺産と並び、無形文化遺産も国際的に保護しようとする意識の高まりの中、2003年に「無形文化遺産保護条約」が採択されました。この条約では、口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術といった無形文化遺産について、締約国が自国内で目録を作成し、保護措置をとることとなっています。また、国際的な保護として、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」等の作成、国際的な援助等が定められています。

2009年にこの代表一覧表に記載された「チャッキラコ」を拡張し、2022年、モロッコで開催されたユネスコ政府間委員会において「風流踊」として、全国41件の民俗芸能が代表一覧表に記載されました。

～日本全国の風流踊～

風流踊は祭礼や年中行事などの機会に地域の人々が世代を超えて参加しています。それぞれの地域の歴史と風土を反映し、多彩な姿で今日まで続く風流踊は、地域の活力の源としても大きな役割を果たしています。全国各地の41件の風流踊をご紹介します。

ユネスコ無形文化遺産「風流踊」一覧

① チャッキラコ	⑮ 和合の念仏踊	⑳ 津和野弥栄神社の鷺舞
② 永井の大念仏剣舞	⑯ 郡上踊	㉑ 白石踊
③ 鬼剣舞	⑰ 寒水の掛踊	㉒ 大宮踊
④ 西馬音内の盆踊	⑱ 徳山の盆踊	㉓ 西祖谷の神代踊
⑤ 毛馬内の盆踊	⑲ 有東木の盆踊	㉔ 綾子踊
⑥ 小河内の鹿島踊	㉑ 綾渡の夜念仏と盆踊	㉕ 滝宮の念仏踊
⑦ 新島の大踊	㉒ 勝手神社の神事踊	㉖ 感応楽
⑧ 下平井の鳳凰の舞	㉓ 近江湖南のサンヤレ踊り	㉗ 平戸のジャンガラ
⑨ 山北のお峰入り	㉔ 近江のケンケト祭り長刀振り	㉘ 大村の沖田踊・黒丸踊
⑩ 綾子舞	㉕ 京都の六斎念仏	㉙ 対馬の盆踊
⑪ 大の阪	㉖ やすらい花	㉚ 野原八幡宮風流
⑫ 無生野の大念仏	㉗ 久多の花笠踊	㉛ 吉弘楽
⑬ 跡部の踊り念仏	㉘ 阿万の風流大踊小踊	㉜ 五ヶ瀬の荒踊
⑭ 新野の盆踊	㉙ 十津川の大踊	※2022年12月時点



① チャッキラコ (神奈川県三浦市)

重要無形民俗文化財指定年：1976(昭和51)年

保護団体名：ちゃっきらこ保存会

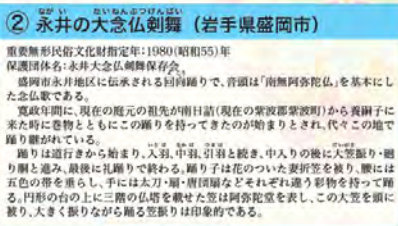
チャッキラコは、毎年1月15日に神奈川県三浦市三崎の仲崎・花巻地区で江戸時代より受け継がれてきた女性だけの小正月の伝統行事である。

音頭取りと呼ばれる大人の女性の唄に合わせて、暗れ着姿の幼児から小学6年生までの約20名の少女たちが舞踊と「チャッキラコ」と称する雑巾に鈴と飾りをつけた道具を使い分け、「ハツイセ」「チャッキラコ」「二本踊り」「よきき郎」「鎌倉踊」「お伊勢まいり」の6通りの舞を奉納する家伝な芸能である。



③ 鬼剣舞 (岩手県北上市、奥州市)

重要無形民俗文化財指定年:1993(平成5)年
保護団体名:鬼剣舞保存会(岩手県舞踊保存会、岩手県舞踊保存会、岩手県舞踊保存会、岩手県舞踊保存会)
岩手県北上市・奥州市の複数の地区に伝承されている鬼剣舞は念仏舞とも称され、念仏とともに踊られる亡者送りの舞として伝承されている。踊り手は鬼と形容される忿怒の形相の仮面を掛け、独特の形に凝らした衣装で力強く大地を踏み響かせる風流芸術である。鬼剣舞の踊り手は極めて男力強く、演目も1人で踊るものから8人で踊るものまで多様で、巧みな踊り振りは代表的な民俗芸術の一つとして評価を得ている。主として初盆の家や墓、寺で踊られている。



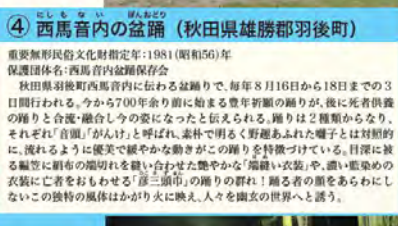
② 永井の大念仏剣舞 (岩手県盛岡市)

重要無形民俗文化財指定年:1980(昭和55)年
保護団体名:永井大念仏剣舞保存会
盛岡市永井地区に伝承される回向踊りで、音頭は「南無阿弥陀仏」を基本にした念仏である。
寛政年間に、現在の趣元の祖先が雨日詰(現在の紫波郡紫波町)から養嗣子にきた時に豊物とともにこの踊りを持ってきたのが始まりとされ、代々この地で踊り継がれている。
踊りは道行から始まり、入羽、中羽、引羽と続き、中入りの後に大笠振り・廻り廻しと進み、最後に礼踊りで終わる。踊り手は花のついた妻折笠を被り、腰には五色の帯を垂らし、手には太刀・扇・唐団扇などそれぞれ違う彩物を持って踊る。円形の台の上に三階の仏塔を載せた笠は阿弥陀堂を表し、この大笠を前に振り、大きく振るながら踊る笠振りは印象的である。



⑤ 毛馬内の盆踊 (秋田県鹿角市)

重要無形民俗文化財指定年:1998(平成10)年
保護団体名:毛馬内盆踊保存会
秋田県鹿角市毛馬内に伝承され、8月21日から23日にかけて行われる情緒豊かな盆踊である。祖先供養の意味をもつといわれ太鼓と笛の囃子で踊る「大の囃子」と、唄のみで踊る「其の囃子」の2つで構成される。これらの後に、「じゃんから踊り」と称してじゃんから節を余興として踊りその日の盆踊りを締めくく。いずれも路上に焚いたかき火を囲んで踊る輪踊りで、踊り手は駄付や所袖の衣装に男女とも豆粒りの手巾で口元を隠す独特の装束をし、ゆったりと優雅に踊るのが特徴である。祖先供養の盆踊に娯楽的要素の囃子が加わって今日の姿に至るまでの変遷の過程を示すものとして貴重であり、地域的特色も顕著である。



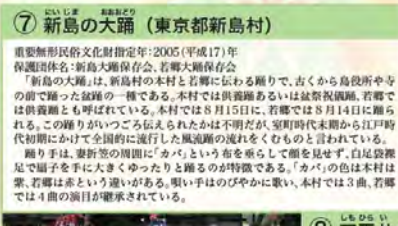
④ 西馬音内の盆踊 (秋田県雄勝郡羽後町)

重要無形民俗文化財指定年:1981(昭和56)年
保護団体名:西馬音内盆踊保存会
秋田県雄勝郡西馬音内に伝わる盆踊りで、毎年8月16日から18日までの3日間行われる。今から700年余り前に始まる豊年祈願の踊りが、後に死者供養の踊りと合流・融合し今の姿になったと伝えられる。踊りは2種類からなり、それぞれ「音頭」「けん」と呼ばれ、本村で明るく野趣あふれた囃子とは対照的に、流れるように優雅で緩やかな動きがこの踊りの特徴づけられている。目深に被る籠笠に黒布の端切れを縫い合わせた艶やかな「端切れ衣装」や、濃い藍染めの衣装に仁者をおもわせる「藤三頭巾」の踊りの群れに踊る者の顔をあらわにしないこの独特の風体はかぎり火に映え、人々を幽玄の世界へと誘う。



⑥ 小川内の鹿島踊 (東京都西多摩郡奥多摩町)

重要無形民俗文化財指定年:1980(昭和55)年
保護団体名:小川内の鹿島踊保存会
鹿島踊は、旧東京都西多摩郡小川内に伝承された踊りで、かつては旧6月15日の祇園祭りに演じられ「祇園踊」とも呼ばれ、祇園祭・日南東路の加茂神社、南東路の御霊神社の祭礼に奉納されていた。
伝承については諸説あり、どのように伝わったものか明らかでない。
ダム建設により一度は途絶えるが、移転した人々の熱意によって保存会を立上げ再び伝承されることとなる。
この舞には11の演目があり、踊の所作と唄から江戸初期以前の女歌舞伎、鹿島舞、念仏踊りの系流があるとされ、古い歌舞伎の遺風を伝えるもので、女舞の男子6名・三番衆の上演には鳥籠子持の男子が加わる囃子方として由2人、太鼓2人で行う。



⑦ 新島の大踊 (東京都新島村)

重要無形民俗文化財指定年:2005(平成17)年
保護団体名:新島大踊保存会、若郷大踊保存会
「新島の大踊」は、新島村の本村と若郷に伝わる踊りで、古くから鳥居所や寺の前で踊った盆踊りの一種である。本村では供養盆踊りあるいは盆舞祭儀踊、若郷では供養盆とも呼ばれている。本村では8月15日に、若郷では8月14日に踊られる。この踊りがいつごろ伝えられたかは不明だが、室町時代末期から江戸時代初期にかけて全国的に流行した風流踊の流れをくむものと言われている。
踊り手は、妻折笠の周囲に「カバ」という布を垂らし顔を見せず、白足袋で足で囃子を手大きくゆったりと踊るのが特徴である。「カバ」の色は本村は紫、若郷は赤という違いがある。唄い手はのびやかに歌い、本村では3曲、若郷では4曲の演目が継承されている。



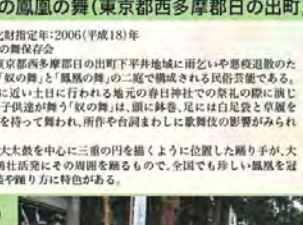
⑧ 下平井の鳳凰の舞 (東京都西多摩郡日の出町)

重要無形民俗文化財指定年:2006(平成18)年
保護団体名:鳳凰の舞保存会
「鳳凰の舞」は、東京都西多摩郡日の出町下平井地区に雨乞いや豊作祈願のために伝承される。「叙の舞」と「鳳凰の舞」の二篇で構成される民俗芸術である。毎年9月29日に近い土日に行われる地元の春日神社での祭礼の際に演じられ、小学生の子供達が「叙の舞」は、頭に鉢巻、足には白足袋と草履をつけ、囃子と木刀を持って舞われ、所作や台詞まじりに歌舞伎の影響がみられるものである。
「鳳凰の舞」は、大太鼓を中心に三重の円を描くように位置した踊り手が、大太鼓を打ちつちまじり活発にその周囲を踊るもので、全国でも珍しい鳳凰を冠した踊り手の衣装や踊り方に特色がある。



⑨ 山北のお峰入り (神奈川県足柄上郡山北町)

重要無形民俗文化財指定年:1981(昭和56)年
保護団体名:お峰入り保存会
山北町共和地区に古くから伝わる民俗芸術。「お峰入り」とは、山中で修行を行うことを意味し、修験道の儀礼が芸術化したものと考えられている。また、南北朝時代に京良親王が河村城に籠もった時から始まったという伝承もあり、笛・太鼓の調べや歌詞は万葉の時代を感じさせる。
演目は、「みそぎ」「満月の歌」「神踊り」「鹿踊り」「修行踊り」「歌の山」「四郎踊り」「五色踊り」の8種類11演目あり、天狗・獅子・おかめ・山伏・太鼓・笛などの役を約80名の男性が演じる。歌や踊りはすべて口伝で伝承され、近年では観覧者ごとに公演を行っている。



⑩ 綾子舞 (新潟県柏崎市)

重要無形民俗文化財指定年:1976(昭和51)年
保護団体名:柏崎市綾子舞保存会
柏崎市朝川地区女界で約500年前から伝承されている。かつては、いくつかの集落がそれぞれの芸風を守ってきたが、今は高原田と下野の2つの座元が受け継いでいる。女性に踊る小歌謡と男性による囃子舞、狂言の3種類をまとめて「綾子舞」という。
小歌謡は衣装や振子、歌詞、また囃子に三味線が入らないことなど女歌舞伎の踊りに極めて似ており、狂言は現存する荒筋の演目になく、若衆歌舞伎の演目にあるものを伝えていることなど、初期歌舞伎の面影を色濃く残す芸術である。
毎月1月第2日曜日に現地綾子舞会館前で一般公開されている。



⑪ 大の阪 (新潟県魚沼市)

重要無形民俗文化財指定年:1998(平成10)年
保護団体名:大の阪の会
盆踊り「大の阪」は魚沼市越中地域にある鎮守八幡宮の境内にて、毎年8月14日から16日の夜に踊られている。越中地域(旧堀之内町)は、江戸時代に三田街道の宿場町、堀みの集落地として栄えた。
大の阪の起源は定かではないが、江戸時代の中頃、堀み商人の行き来のなかで伝わり、堀の氏族に受けこみ伝承されてきたものである。
唄い手と踊り手が交互に唄い、太鼓と笛にあわせて踊る足踏の運びや手振り、単純な動きながらも、その緩やかな動きには古風を感じさせ、優雅な踊りとなっている。
伝統的な盆踊りの姿を伝えるものとして、平成10年12月に国から重要無形民俗文化財に指定された。





⑫ 無生野の大念仏 (山梨県上野原市)

重要無形民俗文化財指定年:1995(平成7)年
保護団体名:無生野大念仏保存会
山梨県上野原市秋山地区無生野に伝承され、山梨県下で唯一完全な形を残した大念仏である。今は旧暦1月16日(新暦で2月下旬から3月上旬)と新暦8月16日に、地区集会所内で行われている。当日は、地域の人々が白装束をまとい、大太鼓と鉦を鳴らして経典などを唱えたり、鉦太鼓や太刀を持って大太鼓の周囲を踊りながら進める。その所作には舞踊の初歩的な要素がうかがえ、かつ地域的特色が強い。また、次第のなかには病氣平癒など祈禱の意味をもつものがあるなど、祭祀行事から芸術へと展開していく過程を示すものとして重要である。

⑬ 跡部の踊り念仏 (長野県佐久市)

重要無形民俗文化財指定年:2000(平成12)年
保護団体名:跡部踊り念仏保存会
踊り念仏は、鎌倉時代に時宗の閑居一庵上人が、現在の佐久市を訪れ歳末別時念仏を行った際、立ちのぼる雲霞を見て弟子たちとともに念仏を唱えながら跳ねて踊りだしたことが始まりと伝わる。この佐久市に継承される跡部の踊り念仏は、毎年4月第1日曜日に浄土宗西方寺で定例会として公開される。本堂に組み立てた二階四方の道場内で2人の太鼓方に合わせ、踊り手のうち2人が和太鼓をききながら歌い、6人が鉦をたたき8人で跳ね踊る。踊りは徐々にかきしきを増していき、終盤には踊り手が無我の境地に至る。これは踊り念仏の本家の姿をうかがわせるものであり、芸術の変遷の過程を辿ることができる。とくに、地域的特色も顕著であると言える。



⑭ 新野の盆踊 (長野県下伊那郡阿南町)

重要無形民俗文化財指定年:1998(平成10)年
保護団体名:新野高原盆踊保存会
長野県下伊那郡阿南町新野に伝承される風流の一種で、先祖供養の盆行事として8月14日から8月17日と8月第4土曜日に地区の通りを巡行し、夜まで行われている。
約500年前から伝えられているこの盆踊りは、笛も太鼓も動物を一切使わない。全て音取りと踊り手の掛け合いによって進められる。さらばやかに踊ることなく、踊り手一本あれば何時でも自由に楽しめる盆踊りである。盆に焼く焼酎を巡らせ、一緒に踊り、また送るという神仏が融合した形が残されている。
現在踊りは、7種類が踊られている。「すくい」「音籠」「おやま」「おきまき」「高い山」「十六」「能登」「おやま」が手踊りである。毎日踊り始めは、必ず、「すくい」から踊られる。輪踊りのため、右回りが「すくい」と「十六」、左回りが「高い山」「音籠」「おきまき」「おやま」「能登」がある。

⑮ 和合の念仏踊 (長野県下伊那郡阿南町)

重要無形民俗文化財指定年:2014(平成26)年
保護団体名:和合念仏踊保存会
長野県下伊那郡阿南町和合に伝承される風流の一種で、盆の新仏供養を目的として、8月13日から16日に行われる。
約200年前から伝えられ、林松寺・宮下家(念仏踊りを伝承した家)・熊野神社の3箇所を舞台に、「盆入り」「念仏」「和合」で構成される。
13日、15日は熊野神社と宮下家で盆入り、和合、念仏を行い、林松寺へ向かう。
14日、15日は熊野神社で、亡くなった方の念仏供養が行われる。盆入り、念仏、和合を行い、その後、盆踊りが夜の更けるまで続けられる。
16日は、13日と全く逆で、林松寺から、宮下家、熊野神社へと向かう。いずれも盆入りをし、念仏、和合が行われる。
熊野神社での盆入りが終わり、道具を取った後、盆踊りが行われる。



⑯ 郡上踊 (岐阜県郡上市)

重要無形民俗文化財指定年:1996(平成8)年
保護団体名:郡上踊り保存会
寛永年間(1624~1644)に時の郡上藩主徳川綱元が藩民の融和を図るために催したことが始まりとされている盆踊りである。現在は8月13日から16日の夜に盆踊りを中心に、7月中旬から9月上旬にかけて30夜以上にわたって、各町の盆踊り、その他の踊りが次々に繰り上げられる。全国各地から多くの観光客が集まり、特に夜に盆踊りの期間は賑わいが最高潮に達し、一つの踊り屋敷を踊りの輪が何重にも取り巻く。伝承曲は、「占圓かきさき」「かきさき」「三日月」「春歌」「新の子」「さきさき」(長句)「けんげんばらばら」「ヤッコ」「まつさき」であり、踊り手は下駄ばきで、踊り屋敷上の大小太鼓・笛・三味線・拍子木の伴奏に合わせて踊る。

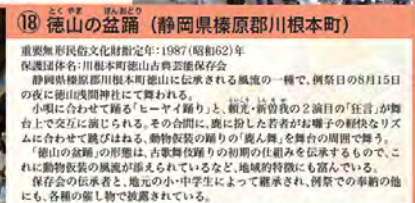
⑰ 寒水の掛踊 (岐阜県郡上市)

重要無形民俗文化財指定年:2021(令和3)年
保護団体名:寒水掛踊保存会
郡上市明宝寒水に伝承される風流の太鼓踊で、毎年9月第2日曜とその前日の、寒水白山神社の例祭で奉納される。両日とも、中街という屋敷の家の前庭での「中街前の踊り」、神社境内での「お庭踊り」、「拝殿前の踊り」の計3回が踊られる。役者が踊りの前に踊り込むと、反時計回りに回りながら、拍子打ちは庭の中央に、それ以外の者は拍子打ちを取り囲む大きな輪を作る。踊りの曲は、拍子打ちの太鼓と鉦を聞かせる「歌謡」、踊り歌を聞かせる部分、再び拍子打ちの太鼓を聞かせる「打ち上げ」の三部構成となっている。その立派な美濃地方、さらには近畿地方に多く伝承される風流の太鼓踊にみられる特色をよく伝えている。



⑱ 徳山の盆踊 (静岡県榛原郡川根本町)

重要無形民俗文化財指定年:1987(昭和62)年
保護団体名:川根本町徳山古典芸能保存会
静岡県榛原郡川根本町徳山に伝承される風流の一種で、例祭日の8月15日の夜に徳山浅間神社にて行われる。
小唄に合わせて踊る「ヒューイ踊り」と、観音・新義の2箇目の「狂言」が舞台で交互に演じられる。その間に、唄に扮した若者がお囃子の特殊なリズムに合わせて跳びはねる。動物衣装の踊りの「鹿人舞」を舞台の周囲で舞う。「徳山の盆踊」の形は、古歌謡伝承の初期の伝承を伝承するもので、これに動物衣装の風流が添えられているなど、地域的特色も強い。
保存会の伝承者と、地元の小・中学生によって継承され、例祭の奉納の他にも、各種の催し物で披露されている。



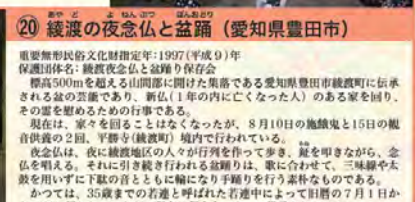
⑲ 有東木の盆踊 (静岡県静岡市)

重要無形民俗文化財指定年:1999(平成11)年
保護団体名:有東木盆踊保存会
静岡市東区有東木に伝承される8月14日と15日に行われる盆踊りである。男性が受け持つ踊りと女性が受け持つ踊りが区別され、それぞれ太鼓を伴奏に、踊り手自身も歌いながら踊る。扇やコキリコ、ササラ、木製の小さな長刀を持つものや、踊り手量に上にかざした踊り手が振り込んで踊ることがあるなど、多様な内容をもつ。中世から近世初期に流行した歌と太鼓を持った踊りなど、古風で多様な風流系統の踊りを、盆踊りとして伝承するもので芸能の変遷の過程を示す。さらに男性と女性の踊りが決まっていることやさまざまな持物を持つなど、地域的特色を示す。



⑳ 綾渡の夜念仏と盆踊 (愛知県豊田市)

重要無形民俗文化財指定年:1997(平成9)年
保護団体名:綾渡夜念仏と盆踊保存会
標高500mを超える山間部に開けた集落である愛知県豊田市綾渡町に伝承される盆の盆踊であり、新仏(1年の内に亡くなった人)のある家を取り、その霊を慰めるための行事である。
現在は、家々を回ることなく、8月10日の施餓鬼と15日の観音供養の2回、平野寺(綾渡町)境内で行われている。
夜念仏は、夜に綾渡地区の人々が行列を作って歩き、鉦を叩きながら、念仏を唱える。それに引き続く行われる盆踊りは、歌に合わせて、三味線や太鼓を用いずに下駄の音とともに輪になり手踊りを行う素朴なものである。
かつては、35歳までの若者と呼ばれた若連中によって旧暦の7月1日から17日に行われていたが、現在は保存会によって継承されている。



㉑ 勝手神社の神事踊 (三重県伊賀市)

重要無形民俗文化財指定年:2018(平成30)年
保護団体名:勝手神社神事踊保存会
勝手神社の神事踊は、10月第2日曜日、山間の勝手神社にて奉納される。胸に鯛を付けた「酉踊り」、歌を歌う「歌出し」(立ち歌い・地歌い)、大太鼓を打つ「壱打ち」、2匹の鬼など、あわせて20数名による豪華な踊りである。多くの役を必要とする構成となっており、音楽面でも複雑な旋律やリズムを有するほか、伝承形態にも特徴がある。近所に分布している除災・厄払いを目的とする太鼓踊との関連も窺われ、地域的特色や芸能の変遷過程を示すものである。



22 近江湖南のサンヤレ踊り(滋賀県草津市、栗東市)

重要無形民俗文化財指定年:2020(令和2)年
保護団体名:草津のサンヤレ踊り保存協議会、小枝祭り保存会

サンヤレ踊りは、中世後期に都で流行した疫神払いの風流囃子物の姿を今に伝えるもので、美しく装った子どもたちが、太鼓や鉦鼓、ササなどの楽器を持って踊り、笹や柳、扇子などの探物を持った者がこれを取り囲んで「サンヤレ サンヤレ」と囃し歌うことが特徴である。

滋賀県の南部、草津市の矢倉、下笠、片岡、長束、志保、古田、志保中の7地域(草津のサンヤレ踊り保存協議会)は5月3日、栗東市下戸山の小枝大社周辺地域の氏子(小枝祭り保存会)が5月5日、各地域の氏神や地区の各所を巡行して踊りを奉納していく。

23 近江のケンケト祭り長刀振り(滋賀県守山市、甲賀市、東近江市、蒲生郡竜王町)

重要無形民俗文化財指定年:2020(令和2)年
保護団体名:近江のケンケト祭り長刀振り連合保存会

ケンケト祭り長刀振りは、中世後期に都で流行した疫神払いの風流囃子物が近江に伝来し、各地の祭礼芸能として継承されてきたもので、華やかに装った子どもや青年が主役となり、鉦、ササ、鉦鼓などの楽器を奏しながらの踊りと、長刀や棒を振る踊りが隊列を組んで行われる。

踊り手一人ずつ、長刀を頭上で回す、両手で持った長刀の上を飛び越えるなどの演技を披露する地域もあり、神幸行列に「花」や「鷹」という舞が付随することも特色の一つである。

滋賀県の南部、守山市杉江の小津神社と周辺の地域、守山市幸津川の下新川神社、滋賀県東部の甲賀市上山町前野の龍神神社と周辺地域、竜王町山之上の杉之木神社と周辺地域、東近江市蒲生町高木神社などの氏子地域で継承されており、5月3日もしくは5日などの春祭りにおいて踊りが奉納される。

24 京都の六斎念仏(京都府京都市)

重要無形民俗文化財指定年:1983(昭和58)年
保護団体名:京都六斎念仏保存団体連合会

六斎とは、もともと毎月8日、14日、15日、23日、29日、30日の計6日の斎日のことで、悪鬼が人命を奪う不吉の日とされ、この日に念仏や和讃などを唱え、疑心妄念などを断じたのが六斎念仏の始まりという。京都の六斎念仏は、念仏系(法興、自向組など)、能楽系(道成寺、鼓崎など)、歌舞伎系(和国内、手習子など)の系統のほか、祇園囃子、四ッ太鼓などがあり多様であることが特徴である。現在、13の保存会がお盆を中心として活動している。

25 やすらい花(京都府京都市)

重要無形民俗文化財指定年:1987(昭和62)年
保護団体名:やすらい花保存団体連合会

やすらい花は、春に花が散る際、疫神も飛び散るという言い伝えから、その疫神を鎮めるための祭、平安時代にはじまるこの芸能は、現在、南北の4つの地区(東野今宮、上賀茂、西賀茂川上、玄武)で伝承されている。花を飾った風流花傘を中心に行列を組み、町の辻々でシャガを被った鬼が舞や太鼓を打ちながら、笛と「やすらい、花や」の囃し詞にあわせて舞う。囃された疫神は風流花傘に集められ、今宮神社境内の疫神社に送られる。この風流花傘の中に入ると厄除けになるという信仰があり、お通の人々でにぎわう。

26 久多の花笠踊(京都府京都市)

重要無形民俗文化財指定年:1997(平成9)年
保護団体名:久多花笠踊保存会

5月5日の端午まつりに、志古園神社にかけた祈願の願はらしとして行われる風流の節踊。久多の5か町それぞれに花笛を定め、8月14日から村の男性が集って精巧な道花を作る。8月24日の晩、上の宮神社から大川神社を経て志古園神社に練りこむ。志古園神社では、先番3曲、後番4曲の計7曲が披露され、上組(上の町と中の町)と下組(下の町と宮の町と川合町)が毎年交互につとめる。歌は、室町小歌の流れを汲むもので、上組と下組あわせて130番余りの歌の調子が奏されている。

27 阿万の風流大踊小踊(兵庫県南あわじ市)

重要無形民俗文化財指定年:2011(平成23)年
保護団体名:阿万風流踊保存会

「阿万の風流大踊小踊」は、毎年9月、地元の地蔵八幡宮の秋祭りに、雨乞いの願掛け、五穀豊饒、郷土繁栄を願って奉納している。

この踊は、大踊と小踊からできている。大踊は、7曲の構成、室町時代後期(1550年頃)に起源があり、小踊は、8曲の構成、江戸時代中期(1700年頃)に起源があるといわれている。

そして、1962(昭和37)年には、阿万風流踊保存会が結成され、今日まで継承されている。毎年1月、5月、9月の3回大踊、小踊それぞれが満会を開催し、踊りのけいこし、演目相互の整頓を深め、継承に努めている。

28 十津川の大踊(奈良県吉野郡十津川村)

重要無形民俗文化財指定年:1989(平成1)年
保護団体名:十津川村小原武蔵西川大踊保存会

8月の盆になると、十津川支流の谷々に点在する集落では、若者男女が夜遅くまで数十曲もの踊りを踊りあがす。

「大踊」は男性が中心となる古い太鼓踊りの形を受け継ぎ、現在は小原と武蔵、西川地区の3ヵ所にだけ残されていて、太鼓うち・扇踊り・笛で構成され踊りの締めくくりにして踊られる。

紀伊半島の多くの盆踊りの中でも、最も古い風流踊りの要素を残している点で、貴重な踊りである。

29 津和野弥栄神社の舞鶴(島根県鹿足郡津和野町)

重要無形民俗文化財指定年:1994(平成6)年
保護団体名:弥栄神社の舞鶴保存会

津和野弥栄神社の舞鶴は、津和野の弥栄神社に伝わる古典芸能神事である。その始まりは、天文11年(1542)に津和野を治めた吉見正頼が、疫神勧誘、祈願し山口の祇園会から移し入れたことによるが、本元は京都の八坂神社祇園会に伝えられたもので、京都から山口へ、山口から津和野へと伝えられた。舞鶴は、江戸時代初期に一時中断するが、寛永期に復活し今日まで大切に受け継がれており「日本に只一つ原形の残る舞鶴」と言われている。

神事として奉納される舞鶴は、弥栄神社の祭礼として神輿の巡行に供奉し、毎年7月20日の義興と27日の瀬御に披露される。

30 白石踊(岡山県笠岡市)

重要無形民俗文化財指定年:1976(昭和51)年
保護団体名:白石踊会

白石踊は笠岡諸島の白石島に古くから伝わる盆踊り・回向踊りである。盆踊りとしての白石踊は新暦の8月13日～16日の夜に行われる。先祖供養の年中行事として踊る以外に、干ばつの年に行う雨乞いや雨止めの感謝のための踊りとして役目も持つ。

一つの口説き(音頭)に合わせて何種類もの踊りを踊るのが最大の特徴で、現在では月踊・娘踊(月見踊)・空踊・奴踊・ブラブ踊など13種類の踊りが伝わっている。それぞれ衣装や所作が異なっていたが、一つのリズムに合わせ込んで演習を生み出す様子は、動物かつ座敷でありながらも、回向踊りとしての素直さ、島のおいしさを感じさせてくれる踊りでもある。

31 大宮踊(岡山県真庭市)

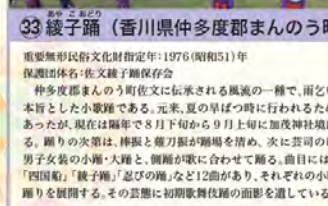
重要無形民俗文化財指定年:1997(平成9)年
保護団体名:大宮踊保存会

岡山県真庭市の郡山真庭山麓の村々に伝承され、8月の盆の期間、口を替えて各所の神社・寺・辻などそれぞれの地の若者男女によって踊られる盆踊りである。屋外・屋内いずれの踊り場でも、上方に長四角形の大提灯を吊るし、その下に踊り手が輪を作り、音頭取り数人と太鼓叩き者が位置する。踊りは全身の動きに韻や心に心を配りながらの大変美しい型となっており、盆踊り今日の姿に至るまでの変遷の過程を示す重要な要素をよくとどめ、また地域的特色も顕著である。



32 西祖谷の神代踊 (徳島県三好市)

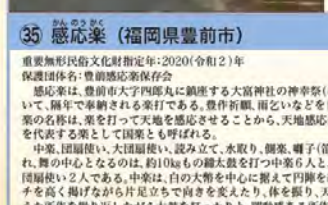
重要無形民俗文化財指定年:1976(昭和51)年
保護団体名:西祖谷神代踊保存会
西祖谷山村に古くから踊り続けられている神代踊。「神代踊」という名称は新しく、美しい姿をかぶり、太鼓をたたいて踊るところから堂踊とも太鼓踊とも言われている。
起源は菅原道真が讃岐守であったときの平賀時、雨乞いをお願いした際に踊ったのが始まりだと伝えられている。またこの踊は1828(文政11)年に徳島藩主が観覧した史実から、古い歴史を有している。現在は毎年旧暦6月25日に菅原道真公ゆかりの標高1,060mの天満宮で奉納されている。踊は、まず当家で踊り、天満宮へと登り奉納される。重さ15kgもの太鼓の打ち方は12種類あり、笛、鼓が奏でるリズムに乗って天鈴、獅子、竜刀使い、棒踊りなどが軽妙に踊り、花笠の踊り子が舞う。



33 綾子踊 (香川県仲多度郡まんのう町)
重要無形民俗文化財指定年:1976(昭和51)年
保護団体名:文綾子踊保存会
仲多度郡まんのう町佐文に伝承される風流の一種で、雨乞いの祈願を本旨とした小歌舞である。元来、夏の早稲穂時に行われるため不定期であったが、現在は隔年で8月下旬から9月上旬に加茂神社境内で行われる。踊りの次第は、棒振と竜刀振が順番を詰め、次に芸司の口上のあとと男子衣裳の小唄・大唄と、側踊が歌に合わせて踊る。曲目には、「水の端」「四国船」「綾子踊」「忍びの端」など12曲があり、それぞれの小唄に合わせて踊りを展開する。その形態に初期歌舞伎の面影を遺している。



34 滝宮の念仏踊 (香川県綾歌郡綾川町)
重要無形民俗文化財指定年:1977(昭和52)年
保護団体名:滝宮念仏踊保存会
風流の一種で、菅原道真への報恩感謝とその年の五穀豊饒を祈念し、滝宮神社、滝宮大満宮に奉納される念仏踊である。早稲の年には、雨乞いを祈願して踊り続けられる。
伝承では、道真が讃岐の国司であった時、雨乞いの願が成就して大雨が降り、喜んだ住民が歌を舞踊し、感謝を示したとあり、道真の死後、延や太鼓を打ち鳴らし冥福を祈ったことがはじまりといわれる。
踊りが始まる前、奴組を先頭に行列を組んで神社に入る。踊りは、組によって異なる部分もあるが、陣羽織を身に付けた下知役がうた、延、太鼓、笛の音と「ナムアミドレー」の音頭にあわせて日月を廻した大団圓をひらめかせ飛び跳ねたりする躍動感あふれる踊りである。



35 感応楽 (福岡県豊前市)
重要無形民俗文化財指定年:2020(令和2)年
保護団体名:豊前感応楽保存会
感応楽は、豊前市大字四郎丸に鎮座する大富神社の神幸祭(春季大祭)において、隔年で奉納される奉打である。豊作祈願、雨乞いなどを目的とし、感応楽の名称は、奉打によって天地を感応させることから、天地感応楽、また豊前国を代表する奉打として国楽とも呼ばれる。
中楽、団扇舞、大団扇舞、説き立て、水取り、御茶、獅子(笛、鼓)で構成され、舞の中心となるのは、約10kgもの綿太鼓を打つ中楽6人と、角団扇をもつ団扇舞2人である。中楽は、目の大帯を中心に据えて円陣を組み、片手のみ高く掲げながら片足立ちで向きを変えたり、体を振り、人を振り回すような所作を繰り返しながら太鼓を打ったりと、躍動感ある所作を見せる。



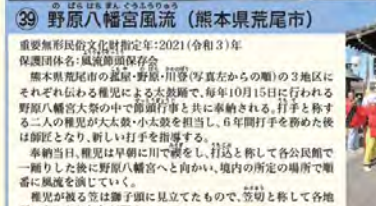
36 平戸のジャンガラ (長崎県平戸市)
重要無形民俗文化財指定年:1997(平成9)年
保護団体名:平戸市自安組奉存振興会
平戸のジャンガラは、各神社仏閣に踊りを奉納し、雨乞いや五穀豊饒を祈願する。「ジャンガラ」という名称は、鉦と太鼓の音から定着したものとされている。市内9地区に伝承されており、踊り・構成にはいくつかの違いがあるが、集団の中心で踊る中踊とそれを取り囲む旗打ち、笛と鉦の囃子が基本となっている。

37 大村の沖田踊・黒丸踊 (長崎県大村市)

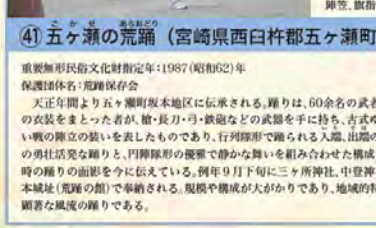
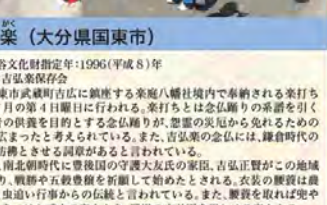
重要無形民俗文化財指定年:2014(平成26)年
保護団体名:沖田踊保存会、黒丸踊保存会
長崎県大村市の沖田町、黒丸町にそれぞれ伝わる風流舞である。戦国時代に同時に始まった踊りとされ、民衆の芸術として神社祭礼等とは結びつかず、地区それぞれに伝承される踊りが一連のものとして位置づけられている。現在は、市が毎年開催する踊りに各踊りが輪番で出演するなどしている。「沖田踊」は、長刀を持つ踊り手と小太刀を持つ踊り手が、笛・鉦・太鼓と歌に合わせて互いに切りあう仕度で踊るもので、別名「なぎなた踊り」とも呼ばれる。「黒丸踊」は、4つの大花輪と2つの太鼓を背負った踊り手が、太鼓を打ち鳴らしながら回る勇壮な踊りである。中国地方の遊人法舞が伝えたとき、毎年法舞の命日である11月28日に踊りを奉納する。



38 対馬の盆踊 (長崎県対馬市)
重要無形民俗文化財指定年:2021(令和3)年
保護団体名:対馬盆踊保存会
毎年5月のお盆の頃に寺社や初詣の家、墓場などで奉納される先祖供養の踊りである。その起源は15世紀まで遡るとされ、薩土たちが戦る御前崎海戦と特赦前たちによる六十人組、この2つが各地域で融合しながら現代まで伝承されたものと言われている。
踊りは、二列縦隊を基本隊形とし、国や主君の繁栄を祈念する「祝言」など複数の演目で構成される。踊の低いや手足の動きに独特の所作が見られ、伝承曲も地域によって異なり、鎌竹・笠などの道具を使う踊り物踊や演劇的に構成された仕組踊などがある。



39 野原八幡宮風流 (熊本県荒尾市)
重要無形民俗文化財指定年:2021(令和3)年
保護団体名:風流舞踊保存会
熊本県荒尾市の延岡・野原(野原太からの郷)の3地区にそれぞれ伝わる舞踊による大歌舞で、毎年10月15日に行われる野原八幡宮大祭の中で節踊り音と共に奉納される。打手と称する二人の舞見が太鼓・小太鼓を担ぎ、6年間打手を務めた後は節踊りとなり、新しい打手を指導する。
奉納当日、舞見は早朝に川で禊ぎをし、社送と称して各公民館で一晩踊りした後、野原八幡宮へと向かい、境内の所定の場所で順番に風流を演じていく。
舞見が踊る笠は獅子頭に似たもので、笠切と称して各地の区の人たちが毎年新調する。



40 吉弘楽 (大分県国東市)
重要無形民俗文化財指定年:1996(平成8)年
保護団体名:吉弘楽保存会
大分県国東市武蔵町吉田に鎮座する幸庭八幡社境内で奉納される奉打ちで、現在は7月の第4日曜日に、奉打ちとは念仏踊りの奉納を引く芸能で、死者の供養を目的とする念仏踊りが、悪鬼の災厄から免れるための芸能として広まったと考えられている。また、吉弘楽の念仏には、鎌倉時代の踊り念仏を彷彿とさせる詞章があると言われている。
伝承では、南北朝時代に豊後国の守護大友氏の家臣、吉弘正賢がこの地域の領主となり、戦勝や五穀豊饒を祈願して始めた。衣装の腰巻は農民の道具で、虫退け行事からの伝承と言われている。また、腰巻を取れば兜や陣笠、旗指物をつけた武士の姿となり、戦場の吉弘軍を思わせる姿となる。



41 五ヶ瀬の荒踊 (宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町)
重要無形民俗文化財指定年:1987(昭和62)年
保護団体名:荒踊保存会
天正年間より五ヶ瀬町坂本地区に伝承される。踊りは、60余名の武者装束の衣装をまとった者が、鉦・長刀・弓・鉄砲などの武器を手に持ち、古式ゆかしい戦の陣立の姿を表したものであり、行列隊形で進める入隊、出陣の踊りの勇壮活発な踊りと、陣陣隊の優雅で静かな舞を組み合わせた構成で、当時の踊りの面影を今に伝えている。例年9月下旬に三ヶ所神社、中登神社、坂本地区(荒踊の館)で奉納される。規模や構成が人により異なり、地域的特色の異なる風流の踊りである。

